

会 議 録 目 次

平成 1 4 年第 5 回海田町議会 9 月定例会（第 1 日目）

平成 1 4 年 9 月 9 日（月）午前 9 時 0 2 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
追加日程第 1	海田町議会議長の不信任動議……………	4
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	1 0
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 行 政 報 告	
	（ 3 ） 報 告 第 5 号 損害賠償額の決定について	
日程第 4	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の 一部を改正する条例）……………	2 1
日程第 5	認定第 1 号 平成13年度決算の認定について……………	2 3
日程第 6	認定第 2 号 平成13年度海田町水道事業会計決算の認定について…	3 4
日程第 7	一 般 質 問 ……………	4 0
	（延 会）……………	8 6

平成14年第5回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成14年9月9日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 9月9日（月）9時02分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（20名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（20名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 加 藤 天 |
| 助 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 建 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（広域行政担当） | 佐 藤 隆 |
| 参 事（福祉保健担当） | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 地 域 振 興 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 税 務 課 長 | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 監 理 課 長 | 因 幡 貞 男 |
| 建 設 課 長 | 児 玉 正 克 |
| 海 田 市 駅 南 口 | 大 久 保 裕 通 |
| 区 画 整 理 事 務 所 長 | |
| 教 育 委 員 長 | 根 石 義 一 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 長 | 李 | 木 | 義 | 夫 | | | | |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 山 | 本 | 義 | | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 河 | 原 | 毅 | | |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 正 | 子 |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 部 | 長 | 木 | 原 | 正 | 博 | |
| 庶 | 務 | 課 | 長 | 新 | 浜 | 憲 | 治 | | | |
| 代 | 表 | 監 | 査 | 委 | 員 | 生 | 田 | 一 | 夫 | |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 園 | 山 | 純 |
| 主 | | 査 | | 中 | 下 | 義 | 博 | |
| 主 | | 査 | | 辻 | 千 | 奈 | 美 | |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

追加日程第1 海田町議会議長の不信任動議

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報 告 第5号 損害賠償額の決定について

日程第4 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日程第5 認定第1号 平成13年度決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成13年度海田町水道事業会計決算の認定について

日程第7 一 般 質 問

日程第8 第34号議案 工事請負契約の締結について（町道8号線道路改良工事その2）

日程第9 第35号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第36号議案 海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第11 第37号議案 海田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第12 第38号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 第39号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 第40号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算（第2号）
日程第15 第41号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 第42号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議員派遣の件

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時02分 開会

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成14年第5回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、19番、加藤君、1番、岡田君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期本日から9月11日までの3日間といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）ただいま佐中君から議長不信任の動議が提出されております。この動議は所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

議長席を副議長と交代をいたします。

(中岡副議長着席)

○副議長（中岡）早速ですが、追加日程第1、議長不信任の動議を議題といたします。本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、河野君の退席を求めます。

(河野議長退場)

○副議長（中岡）提出者の説明を求めます。佐中君。

○16番（佐中）16番佐中です。海田町議会議長の不信任動議を提出いたします。海田町議会は海田町議会議長河野道昭君を次の理由により信任しない。理由1、非民主的な議会運営についての具体的事実。1、6月17日、午前中全員協議会を開き、午後から広島市に任意の協議会の設置について申し入れに行くことを計画をしておきながら、議員には隠しておりました。2つ目には、6月28日、臨時議会を開いたが、7月1日、広島市へ任意協議会の申し入れをするということも隠しておりました。後に2件とも、私どもは新聞報道で知ったわけでございます。

大きい2番目、議会運営の不手際の実事がございます。1、6月12日、6月17日、8月5日に行われた全員協議会は、海田町議会の運営に関する基準によらず、議会運営委員会に諮らず、議長単独で判断をし、全員協議会を開催をしたこと。特に6月17日、広島市に任意の合併協議会設置の申し入れを中止し、議会運営委員会を開かず、臨時議会を開くことを議長単独で決め、突然マスコミに発表したこと。2、6月28日に開かれた臨時議会で、表決のとき、議会運営委員長が過半数に達していないと指摘したにもかかわらず、無視して続行したこと。また、海田町議会の運営に関する基準の第4章の選挙、第1節、選挙の方法、第43では、指名推選による場合、議長発議または議員の動議により議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って異議がなければその者を当選人とするとあります。地方自治法第118条の選挙の投票するよう異議を主張しているのに、無視して一方的に決めたこと。3、議会運営の基本的ルールである、1が議題の宣告、2が質疑の宣告、3が質疑の確認とその終結、4が討論の確認と宣告、5、討論の終結、6、表決、7、採決の結果宣

告とあるが、6月28日の臨時議会では、1、質疑の終結はなし、2は討論の場は欠如であったこと。特に討論は審議の中心とも言える発言であるから、十分討論を尽くすべきであります。討論がないと予想される場合でも、討論省略の動議も討論省略の議長発議も絶対に出せないことになっている。討論がないときだけ「討論なしと認めます」と議長の宣告ができるのみであります。議会は言論の府でありますから、十分保証すると同時に、議長は公正・民主が原則であります。議員の中から選挙され、特定グループ等から推されて議長となりますが、議長の当選が確定したら、議会全体の議長であります。したがって、議長の立場は基本的にはあくまで中立的でなければなりません。そして、職務遂行に当たっては、常に冷静、しかも公平に地方自治法などの関連法規のほか会議規則に則って、議会の運営に万全を期さなければなりません。議長は不偏不党、あくまで公正に議事を指導すべきという原則から、大きく外れております。

右、動議を提出いたします。

○副議長（中岡）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようでございます。討論を行います。まず、反対討論を許します。国岡君。

○18番（国岡）今、佐中議員から議長不信任の動議が出ましたんで、これに対する反対討論を行います。ここに掲げられております第1番の非民主的な議会運営についての具体的事実ということがありますが、これは任意協議会の委員はここでは決まっておりました。議長一任多数で決めておりました。委員が決まれば当然、協議会の設置はあるものがあるのであります。これを隠していたということでございますが、何か悪いことでもしたようなことを言われておりますが、これは報告しなくてもいい問題ではないかと思えます。

次に、第2の議会運営の不手際という事実ということがうたわれておりますが、これは全員協議会または臨時議会が開かれる前には、議会運営委員会を開けとっておられます。全員協議会、また臨時議会を今まで開いたときは、議会運営委員会に、私の知るところでは、1回も議会運営委員会に諮ったことはないと思います。議会運営委員会では、全員協議会はもちろんでございますが、臨時議会では多くの議題がございませんで、運営委員会には諮ったことがないと思います。

それから、6月28日の臨時議会で表決するときに、委員長が過半数に達していないという指摘をしたにもかかわらず無視したということでございますが、私はこの8月26日の臨時会で、この任意協議会の議会の同意を得なければならないということが間違っているのではないかと、議会にかけなくてもいいんでございます、任意協議会の委員を選定するのには。これを議会で丁寧に議会にかけられて表決を得られたということでございますので、これは、私は議会にかけなくてもいい問題ではないかと考えております。

それから、第3の議会運営の基本ルールというものでございますが、基本ルールというものはこれでいいですよ。じゃが、基本ルールに対して、別に違反ということはないと思うんですが、正規な議会であれば、これは討論とかいろいろな採決方法があるでしょうが、この臨時会においては、別に私はこの臨時会で表決をしなくてもいいものをしたということでございますので、別に関係ないと思いますので、この不信任案に対しては、反対するものでございます。以上、反対討論を終わります。

○副議長（中岡）続いて、賛成討論を許します。岡田君。

○1番（岡田）おはようございます。1番、岡田です。海田町議会議長の不信任動議の賛成討論を行います。議会は住民の要望や意見等を議会の場に取り上げ、これについて論議をする機関です。懸案については、住民の立場から十分に審議をし、それが全体として住民の福祉にプラスになるかマイナスになるかを徹底して論議する必要があります。しかし、議長不信任動議の提案理由で述べられているように、6月17日、28日の非民主的な議会運営、6月12日、17日、8月5日の議会運営での不手際、また、6月28日の臨時議会での議会運営の基本的なルールの無視、また、十分に討論の場を保証しないなど、議長としての公平性、中立性を欠くものであります。

議会は執行機関をチェックしなければなりません。常に執行機関とは一歩離れていなければなりません。しかし、合併問題で議長の強引な議会運営の進め方は、議会が執行機関を監視するという役割が欠落しています。また、海田町の自治を守るため、合併問題の住民投票を求める会が7月15日に提出した公開質問状の設問で、「合併の賛否について住民投票を実施する考えはありませんか」の問いに、「町議会議員は住民により選ばれているので、住民投票は考えていない」と回答されていますが、この公開質問状は議長あてに提出したものであり、議会では住民投票を実施しないと決議したことはありません。この回答は、議長が個人的に勝手に答えているだけなのです。

これから、合併問題など重要な案件が控えており、議長としての公平性、中立性を欠

く中での議会運営は不適當と思ひ、議長不信任動議に賛成をするものであります。

○副議長（中岡）住吉君。

○13番（住吉）住吉でございます。反対討論をいたします。先ほど、国岡議員から丁寧に反対の討論がありましたが、私、2つほどつけ加えたいと思います。6月28日に開かれた臨時議会で表決のとき、議会運営委員長が過半数に達してないということを言ったというふうにあります、私は見ておって、過半数は十分に達しておったというように感じております。これはここから議長あるいは事務局長が見て、十分に判断をしてやったことだと思ひます。

それから、3番目に議会運営のルールで質疑の終結なしとか、討論の場の欠如であったというふうなことがありますけども、これは議会運営委員長として、その場で議長にストップをかけるか何かして、ちゃんと正すべきであったと思ひます。普通の人とは違うんだから、議会運営委員長だから。議長、それは間違っておると……。平生はそれをおやりになるのに、この時に限っておやりになっていないで、今になってこれを指摘されるのはどうかと思ひます。以上、2点をもって反対の討論といたします。

○副議長（中岡）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより本件についてを採決いたします。この採決は無記名投票で行います。山岡君。

○14番（山岡）この採決問題については、起立採決を求めます。起立採決による動議をいたします。

○副議長（中岡）議長が無記名投票を宣告しておりますので、それより軽い採決方法はとれませんので。崎本君。

○10番（崎本）崎本です。私は記名投票をお願いいたします。なぜかという、現議長の不信任が出た限り、議会の代表者が不信任を出されたということは、議員1人1人がそれに対しての自覚を持って投票しないといけないと思ひますので、記名投票をお願いいたします。これは議会の原則であると思ひますが。

○副議長（中岡）佐中君。

○16番（佐中）議長が言っているように、私はそれで続行していただきたいと思ひます。

1つは今までも前例がございますし、また、起立者の少数の認識がしがたいという問題があつて、その結果、前回の議会でもありましたように、表決に異議を申した、これ

に無視して続行したこと、これも投票でこれが解決するんですが、問題は議員が自由に意思表示ができる、このことであります。ぜひそのように取り計らっていただきたいというふうに思います。以上です。

○副議長（中岡）住吉君。

○13番（住吉）私はあくまでも記名投票にしていきたいと思います。今、議長は諮らずに、議員に事前に諮らずに、急に無記名投票ということをおっしゃった。これこそおかしいと思うんですよ。そのことを、そういう勝手な議会運営はないと思う。それともう一つ、崎本君が言ったように、議員の各自が責任を持って投票すべきであって、時間がかかろうがどうしても、やはり記名投票にすべきだと思います。

○副議長（中岡）ただいま、崎本君から記名投票にされたいとの動議がございました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立をいたしました。記名投票にすることについて、採決をいたします。この採決は起立によって行います。記名投票にすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（中岡）起立多数です。したがって、記名投票にすることの動議は可決されました。これより議長不信任の動議についてを採決いたします。この採決は記名投票で行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（中岡）ただいまの出席議員数は17名です。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と、自分の名前をあわせて記載してください。なお、記名のないものは無効となります。また、白票があった場合は、海田町議会会議規則第79条の規定により、本件に反対として取り扱います。投票用紙を配ってください。

（投票用紙配付）

○副議長（中岡）投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（中岡）異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（園山）1番、岡田議員。2番、西田議員。3番、渡辺議員。4番、桑原議員。

○副議長（中岡）投票漏れはありませんか。投票を終わります。これより開票を行います。

海田町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番多田君、6番齋木君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

○副議長（中岡）投票の結果を報告します。投票総数17票、有効投票17票、無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成と記載した票4票、計賛成4票です。反対と記載した票12票。白票1票。計反対13票です。

以上のとおり、反対が多数です。よって、議長不信任の動議は否決されました。

○議長（河野）この際、皆さんにお話しておきたいことがございます。私のためにいろいろ議会を混乱させまして、誠に申し訳ないと思っておりますが、今から一生懸命精進しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております。まず、7月3日から4日まで、安芸郡町村議会議長会の正副議長等の研修会が実施されました。次に7月12日に、県議長会主催の議会指導者研修会に正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が参加をいたしました。報告書については、事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、8月27日から28日まで、総務文教委員会が所管事務県外調査を実施しましたが、この報告は12月定例会で行うことといたします。また、5月下旬に実施されました福祉厚生委員会及び建設産業委員会の所管事務調査の報告書もそれぞれ提出されておりますので、ご参照ください。以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について、町長より申し出がありますので、これを許します。町長。
○町長（加藤）皆さん、おはようございます。本日は大変ご多忙のところご参集いただきまして、大変ありがとうございます。6月定例議会後の行政執行の状況について、ご報告を申し上げます。

はじめに、広島市との合併についてでございますが、7月31日に第1回広島市・海田町合併研究協議会を広島市役所において開催いたしました。まず、協議会規約、事務局設置規程、委員の報酬及び費用弁償に関する規程について報告を受け、続いて協議会の公開に関する規程、事業計画、予算について協議をし、すべて原案のとおり決定をいたしました。

今後のスケジュールといたしましては、各種事務事業や合併建設計画案について協議を進め、12月中に協議を整える予定としております。

また、合併アンケート調査についてでございますが、住民3,600人、町内企業100社を対象として、7月に実施いたしました。現在、調査結果を取りまとめているところでございますが、回収率は、住民が42.6%、企業が53.0%でした。

住民アンケート調査では、合併が必要、またはどちらかと言えば必要という回答が合わせて50.3%、必要でない、またはどちらかと言えば必要でないという回答が合わせて33.1%と、半数の方が合併を望まれている状況でございました。結果がまとまり次第、詳細につきましては別途報告をさせていただきます。

次に、今年の梅雨時期の雨の状況でございますが、6月11日の梅雨入りから7月21日の梅雨明けまでの41日間の総雨量は265ミリで、平年のほぼ2分の1でございました。しかしながら、7月19日と8月10日には、時間雨量それぞれ50ミリと42ミリの豪雨によ

り、一部道路等が冠水しましたので、防疫のため消毒を実施いたしました。これから本格的な台風シーズンを迎えますので、今後も引き続いて危険箇所の点検等、防災対策に万全を期して災害防止に努めてまいりたいと思います。

続きまして、8月3日には、夏の風物詩として定着した「2002フェスタひまわり」が開催されました。この祭りも今年で16回を迎え、たくさんの方々に楽しんでいただき、幅広い交流の輪が広がり、有意義な祭りであったと思います。この祭りを企画・運営されました実行委員会の皆さんをはじめ、ご協力をいただきました各方面の方々に心から感謝を申し上げます。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについてでございますが、住民基本台帳法に基づき、8月5日から一部稼働いたしました。このシステムは市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務及び国等の行政機関などへの申請や届出を効率的に行うために、全国共通の本人確認ができるものでございます。この稼働に伴い、町民の皆様一人一人に住民票コードとして、11けたの番号を付しました。また、8月12日から、個人情報保護に十分配慮し、確実にお届けをするため、世帯ごとに配達記録郵便により通知をいたしました。

このシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としており、制度面、技術面、運用面の3つの側面から対策を講じております。さらに、海田町電子計算機の処理に関する規則の一部改正や住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱を整備するなど、個人情報の保護及び安全対策を講じました。また、周知につきましては、町広報紙への掲載や、町内施設へパンフレット等を配布し、システムの紹介に努めております。今後とも一層のご理解をいただけるよう努力してまいります。

続きまして、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンについてでございますが、6月16日及び9月1日に、瀬野川などの河川と町内一斉の清掃奉仕作業を、多数の町民の方々のご協力により実施をいたしました。今年も、例年参加をいただいております各種団体や町内の中学校、高等学校の生徒や教職員の皆様方に多数参加をしていただきました。ボランティア活動や環境教育の一環として、環境美化活動を実践されたことを大変うれしく思っております。

この空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンも20年目を迎え、町民の皆様方のごみのポイ捨て防止意識が向上し、以前に比べ、散乱ごみは少なくなっております。今後もなお一層の環境美化意識の高揚と地域での実践活動の定着化を図ってまいります。

次に、広島市東部地区連続立体交差事業についてでございますが、連続立体交差事業に伴う負担金の軽減につきましては、かねてより広島県に対し要望を重ねてきたところでございます。その結果、平成14年広島県議会で6月定例会に提案された連続立体交差事業に伴う経費の負担に関する議案が、原案どおり可決された旨の通知を8月1日付でいただきました。県と町の負担割合は従前の1対1から約2.57対1の負担割合に軽減されました。

続きまして、広島南道路の進捗状況についてご報告いたします。去る9月2日、海田市駐屯地業務隊から、広島南道路建設に伴い、平成16年3月頃に自衛隊官舎13棟すべてを矢野の海田地区消防署矢野出張所横に移転する旨の通知がありました。なお、広島南道路建設に伴う移転世帯数は210世帯でございます。また、海田西小学校には91名、海田西中学校には22名在学していると伺っております。これに伴う諸問題につきましては、現在調査を行っているところでございます。

また、海田総合公園についてでございますが、今年度は総合公園の進入路などの見直しを行うとともに、土・日・祝日の駐車場不足を解消し、公園の利用促進と利便性の向上を図るため、新たに駐車場の増設を計画いたしました。今回、補正予算に事業化に必要な詳細設計に係る費用を計上しておりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、先の議会でご報告いたしましたとおり、土地区画整理審議会委員の選挙は、7月4日に選挙期日の公告を行い、選挙日を10月6日に決めました。これに伴い、選挙人名簿の縦覧を8月14日から8月27日までの2週間実施をし、本日9月9日、選挙人名簿を確定するとともに、選挙すべき委員の数の公告を行いました。なお、選挙すべき委員の数につきましては、土地所有者が7名、借地権者が1名でございます。

審議会委員の立候補届の受付につきましては、9月10日から9月19日までの10日間行います。また、基準地積を決定するための測量につきましては、全員の地権者の方に境界立会のご承諾をいただきましたので、間もなく測量が完了する予定でございます。今後はこの基準地積をもとに換地設計等を行い、平成15年度末の仮換地指定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成13年度広島県広報コンクールにおいて、平成13年「広報かいた」10月号が、人口1万人以上の町村の部で優秀賞に選ばれ、その表彰式が6月13日に行われ

ました。これからも、読みやすく親しみやすい広報紙づくりに努力してまいりたいと考えております。

次に、第43回全日本吹奏楽コンクール中国大会が、8月23日、鳥取県民文化会館で行われ、海田中学校吹奏楽部が広島県の代表として出場し、中学校の部で見事金賞に輝き、9月28日に東京で行われる全国大会へ3度目の出場が決まりました。中国地区の代表として、精いっぱいの演奏ができるよう頑張っていたきたいと思います。

また、第21回安芸郡民体育大会が、9月1日に音戸町、倉橋町の11会場で行われました。海田町は全種目に出場し、5年連続して総合優勝いたしました。

最後に、海田西児童クラブハウスについてでございますが、7月10日から使用を開始し、7月13日には開館を記念して児童クラブの児童と地域住民で交流会を開催いたしました。また、9月1日から海田南児童クラブハウスの使用を開始し、両クラブとも利用する児童たちが伸び伸びと明るい表情で放課後を過ごしています。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には報告1件、承認1件、決算認定2件、契約認定1件、条例改正4件、条例廃止1件、補正予算3件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。続いて、報告第5、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第5号、損害賠償額の決定について。上市地内で発生した物損事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案1ページの報告第5号、損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

債権者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。損害賠償額は7万3,500円でございます。専決処分の年月日は平成14年9月2日でございます。事故につきまして説明いたしますと、平成14年8月15日、海田町上市7番28号、〇〇〇〇〇〇前において、公用車の方向転換中、〇〇の駐車場に立っていたポールに衝突いたしまして、破損させた

物損事故でございます。相手方の損害額 7 万 3,500 円を損害賠償額と決定し、これにより専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。なお、相手方に支払われる損害賠償金につきましては、財団法人全国自治協会の自動車損害賠償共済から全額補てんされます。以上でございます。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16 番（佐中）頻繁に事故を起こして、毎回、議会が開かれるたびにこういう提案がなされておるわけですが、人事管理上、原因は何か。私はやはり職員の教育もさることながら、もっとそれ以前に何かあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

また、ここ二、三年、先ほど言いましたが、議会があるたびにこうした提案がなされてくるわけですが、改善の意図が全く見られてないんですね。なぜそうなるのかお尋ねをするんです。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）佐中議員の質問にご答弁申し上げます。人事管理上何がそうさせているのかということでございますが、忙しい業務の中で、交通安全意識というものが欠如し、そういう欠如のために、こういう不注意から起こる事故が起こっております。それで、これまで公用車の事故防止のために交通安全講座等を開催し、個人の安全意識の自覚を促し、運転時の気の緩みというものをなくしていこうとしてまいりましたが、前回皆様からのご指摘のように、十分効果が出ていないということで、どういうふうにすれば職員の自覚が高まっていくのかということを議論いたしました。

その改善策といたしまして、重大な過失による交通事故に係る行政処分、これは懲戒処分のことでございますが、行政処分などを策定いたしまして、その取り扱い、考え方を明らかにしてまいりました。それと並行いたしまして、安全運転管理研修といたしまして各課管理職及び公用車を管理しております、課に 1 名ずつおりますけど、自動車整備管理員を対象に公用車の安全運転管理に関する研修といたしまして、これを予定しております。これは公務中の公用車にかかわる安全管理を中心に、警察の指導を仰ぎ、過去の本町における事故を事例といたしまして、グループ討議などにより、その原因の分析、それと防止策などを論議するもので、これを各部署に持ち帰りまして、各課における安全管理ミーティングを実施するとともに、これまで行ってきた週 1 回の車両点検を

徹底してまいりたいと思っております。

研修というものは、ご指摘のように、確かに即効性はございません。少ないとそのように思いますけど、事故の原因が意識の問題だけに、処分、事故に対する組織的な対応と並行いたしまして、地道に持続していかなければならないことだと思っております。また、これまで事故は個人だけの問題として取り扱われておりましたけれども、公用車は職務命令等に伴う執行手段として使用されるということから、今後は事故発生の場合、各部署の組織として対応していただき、その防止策も公用車管理担当課、これは総務課でございますが、総務課と連携をとり、その方法を模索してまいりたいと考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）課長は不注意から事故を起こしているという、今、答弁がありましたけれども、運転をする場合に、この人は未熟だからとか、あるいはこの人はひょっとしたら事故を、これまでにあった人、これらをやはり管理者としては選別をするといいますか、任務を与える考慮をしなければならないというように思うんです。不注意で、たびたび議会にこうして出してくる。私は、町民の全体の奉仕者としてこのところが欠けておるから、こうした不注意がやっぱり起きてくると思うんです。いわゆる職員の真剣さがないというように思うんです。ですから、事故を一旦起こしたら、先ほどペナルティとかいろいろ懲戒的な処分があると言われましたけれども、これを起こさないような教育をするのがやはり人事管理だと思うんです。

なぜ私は、今、課長が言うたことは当然交通安全のそうした教室の中で当たり前のことを言うだけのことであって、もっとそれ以上に住民の奉仕者として、やはり教育する必要があるんですが、これまで以上にどうするかというのを、どのように対応するか、改善をするのか、これをお伺いしたい。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）ただいま申し上げましたように、そういう組織での取り組み、そういうものといろいろ事例を踏まえた研修等によって、今後職員の意識を変えていくということで基本的には参りたいと。それで、今、ご指摘にありましたような適格者といいますか、未熟な者とかそういう者をその管理者の責任の上で的確に掌握いたしまして、今申された、しばらくの間運転を控えてもらうとか、そういうところも含めて、その方法を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。公用車の費用は幾らだったんですか、損害費用と。それもやはり保険から出たんでしょうか。もう1点は、その原因はポールに当たったということですけど、ポールが見えなかったのか、全く見なかったのか、細かい点を本人から聞いてらっしゃいますか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）公用車の方の被害につきましても保険の方で補てんをしております。それと、全くその物が見えなかったのかということですが、この公用車が少し大型車ということで、通過をして、周りは当然見ておるんですが、ちょうど後部に当たったところのポールが見えなかったということで、おりて確認すればよかったんですが、そういうことで、その1本に当たってしまったということでございます。

○議長（河野）金額は。総務課長。

○総務課長（久保）失礼しました。公用車の方はバンパーが少し破損いたしまして、6万9,531円となっております。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木です。私も日々運転して、今日、明日の身がわからんのですが、ただ、今、課長さんが研修は即効性がないとおっしゃるが、即効性がありますので、今の言葉は適切でないと思います。以上でございます。それについて、ご答弁。議長さん、お願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）大変に失礼をいたしました。認識を新たにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。桑原君。

○4番（桑原）今の回答の中で、重過失の場合だけを考えておるということだったんですけど、重過失の場合ですと、刑法上の問題が出て、公用車が何とかという話ではなくなるわけです。それはもう何も言わなくても、法に従って裁かれるわけですから、それはもう関係ないわけです。それよりもむしろ、保険で払っているとおっしゃるんだけど、保険自体が、税金で払ってるんですよ、保険料自体も。だから、保険で払ってるからいいんだという考え方、それが浸透しているんじゃないですかね。それがまず第1点。

ですから、重過失の場合だけではなくて、行政処分のことを言っているわけです、

我々は。重過失の場合でしたら、別に保険料が何とかかんとかではなくて、それ以外に刑法上の重過失の処置をとられるわけですからね。だからそれは関係ないと思うんですよ。今、問題になっているのは、公務員としてどうだということを言っているわけですから、行政処分のことを言っているわけです。重過失以外でも行政処分をやる手当てはいろいろあるでしょう。戒告とかいろいろあると思うんですよ、履歴に残るような。そういうことは毎回言っているわけですけど、それについてはどういう検討をなさっているのか、それをお願いしたいと思います。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）ただいまの重過失についてでございますが、今年6月施行の海田町職員倫理要綱というものを策定した中で、この行政処分は基準を定めておりますが、これにつきましては、国の人事院の方から国家公務員法に係る懲戒免職の指針というものがこの5月に一部改正をしております。そういうことで、この基準を参考にして町の方の基準を策定しております。それで、重大な過失というものが問題になっておるわけですが、これにつきましては、過去の判例、これは東京地裁民事部交通部の見解が民事交通訴訟における判断として、「判例タイムズ」というものに掲載されておったわけでございますが、これらの中で居眠り運転、交通法上の酒酔い運転、無免許運転、時速30キロ以上の速度違反、これらを重過失として扱うということでございまして、地方公務員法上も、故意または重大な過失によってその使用に係る物品を損傷したときには、となされておりまして、この重大な過失を今申しました判例に基づいて、国も県もそのような取り扱いをしておりますので、町もこれらを判断基準として、重大な過失において懲戒処分を行うというような基準を定めております。

それで、保険料も国の税金ということでございますが、請求権のことであろうかと思いますが、これにつきましても、国家賠償法の1条の2項で同じように故意または重大な過失があったときは国または公共団体はその公務員に対して求償権を有するとなっております。この故意または重大な過失がいずれもこのような判断で基準がなされております。町もこの重大な過失でなければそういういわゆる懲戒処分というものは難しいと、判例でもそのように出ておりますので、このような基準のもとにそういうものを定めさせていただきます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）重過失のことはおっしゃるとおりですよ。だからそれはもう制裁を受ける

わけですから、それはいいと言っているんです。それ以外に、だから、本件のような場合、重過失以外のものについて行政処分は全然行わない考えなんですかということを言っているんです。このようなことをして、このようなことが繰り返されるわけでしょう。それじゃ、重過失以外は全く何もしないんですかと言うんですよ。今、申し上げたように、戒告とか厳重処分とか履歴に残るような行政処分をやるべきではないんですかということは、毎回言っていることですよ、私は。その辺はどういうように検討なさっているのかということを何回も聞いているわけでしょう。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）今回の処分も総務部長の方から、公用車の運転時におきましてはすべてそうでございますが、民地を利用する方向転換などは車どめ等の設置を予測し、目視による確認など特に慎重を要する、不注意であったでは済まされないということで、大いに反省し、二度と同じことを繰り返さないよう口頭厳重注意を行っております。町といたしましては、先ほど申しました基準を策定しておりますが、この基準では懲戒処分の対象に該当しておりません。当人は初めての事故でもございますし、不注意で起こした事故ということではありますが、過失の度合、日ごろの勤務態度等を考慮いたしまして、口頭厳重注意としたものでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）何回言っても同じことなんですけど、要は厳重注意もあるしいろんな……。例えば、過失相殺とか何とかということで、いろいろ問題があろうかと思いますが、今までの事故は皆100%役場の方の職員の過失だったんですよね、ほとんどが。ほとんど皆100%でしょう。それは保険で払っているから何ともないんですよ。でも、行政処分を行わないわけですね、それで。そこは問題があるんじゃないかということなんです。

だから、厳重注意をしたか、懲戒処分のことを言っているんじゃないですよ。懲戒処分ではないですよ、こんなことで一々やられたらやめるようになるでしょう。そうではなくて、重過失以外の、本当は重過失かもわかりませんよ、100%こちらが悪いと言っているんですから。だけどそれでは行政処分は何もなされないままにほっておくのはおかしいではないかと言っているんです、何回も言うように。だから、戒告もあれば厳重注意もあるでしょう。懲戒免職までいかなくても、6段階ぐらいあるんです、いろいろ。今まで厳重注意と言って、口だけで言って履歴に残らんような処分をなさっているんじゃないかということを言っているんです。履歴に残るような処分をやってくださいとい

うことなんです。そうしない限り事故は防止できないと思うんです。その辺をもう一度。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）先ほど事故はすべて10割というふうにご指摘くださいましたけど、その事故その事故によって、過失割合は違ってまいります。今回のように物損でとまっておるものをぶつけば、当然10割ということでございます。それと、厳重注意を部長の方からしましたが、町の方ではこの口頭厳重注意も行政処分と考えております。履歴に残るという処分は懲戒処分に該当するというふうに心得ております。

○議長（河野）ほかにございますか。岡田君。

○1番（岡田）この問題なんですけど、6月の議会では確かこういうのは出てこなかったと思うんですけども、それまではずっと毎回出てきたと思うんですよね。私は以前に、こういうふうな問題が出ると、久保課長の前の上條課長も同じような回答だったんですけども、注意するとか教育するとか。さっぱり改まらないで、やはり起こるんですよね。だから私は、どういふうな事故をしたから、いろいろな、どういふうのか、場面場面で報告みたいな書類があると思うんです、どういふうな注意をしたか、どういふうな指導をしたかという、そういうふうなのをあったら、もちろんあると思うんですが、それを提出してほしいんですけど。そうしないと、何か、また次もある、次もあるというふうな格好で、保険で払うから、直すから、事故もポールにぶつけたとか、ちょっとこすったとかぐらいで幸い人身事故はない、そういうふうな対応だったら、いずれ何か大きな事故が起こるのではないかと、そういうふうな気がするんですよね。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）今ご指摘の事故報告書等々は、当然のごとくっております。保険があるから安易にそれでやればいいわということではなく、重大に考えておりますから、このような懲戒処分も含めた処分の基準を策定し、今後どのようにして対応したらいいかということで、真剣に議論いたしまして、先ほど申しましたような組織を挙げて、これまでも当然やってこなければいけなかったんですが、なお一層組織を挙げて、事故を起こした部署、それと総務課との連携を密にして、また、研修会の方法等もいろいろ考えて、何とか意識を高めてもらいたいということを展開してまいるというものでございます。

○議長（河野）ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結をいたします。以上で諸般の報告すべてを終結いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。認定第1号及び第2号については、決算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例。本条例改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税上の事務手続のため、本年8月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）それでは、承認第2号、専決処分した事件の承認について、ご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定によって、海田町税条例の一部改正する条例について、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって、その専決処分について議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成14年7月31日でございます。議案書3ページをお開きください。専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成14年7月31日、海田町長、加藤天。

海田町税条例の一部を改正する条例の内容が以下2ページにわたっております。条例の改正内容につきましては資料1の海田町税条例の一部改正の概要によって説明させていただきます。

それでは、地方税法等の改正に伴う条項移動による規定の整理などの改正以外の改正内容について順に説明させていただきます。

まず、改正の内容、（１）の納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金を改正しておりますが、これは連結法人の申告納付に関する規定を追加するものでございます。

（２）の均等割の税率につきましては、法人等の区分第１号中の資本積立金額に、法人税法に規定された連結個別資本積立金額を追加すること、また、第３項中の法人税額の課税標準の算定期間に連結法人の場合の算定期間の規定を追加するものでございます。

（３）の法人等の町民税の申告納付でございますが、連結法人の申告については、連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及び均等割額を現行のとおり申告、納付する規定を追加するものでございます。

（４）の法人等の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、法人町民税に係る不足税額の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合は、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結法人もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、またはその法人税に係る更正もしくは決定を受けたものであることの規定を追加するものでございます。

（５）の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、連結完全支配関係がある連結子法人は、法人税割額及び均等割額納付する場合には、当該税額に当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から連結法人の適用の規定により延長された申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３％の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないことの規定を追加するものでございます。

（６）の納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、連結法人税額に係る申告書の提出期限及び連結法人税額の課税標準の算定期間の規定を追加するものでございます。

（７）のその他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条項移動による規定の整理でございます。

施行期日につきましては、平成１４年８月１日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について、採決を行います。お諮りいたします。承認第2号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおりこれを決します。

この際、皆さんに審議日程について確認をしておきます。認定第1号及び第2号については、決算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、認定第1号、平成13年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）認定第1号、平成13年度決算の認定について。平成13年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町老人保健特別会計歳入歳出決算及び海田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の承認をお願いするものでございます。提出に当たり、平成13年度歳入歳出の概要を、地方財政状況調査の数値により報告いたします。

平成13年度の一般会計の決算額は歳入総額82億9,323万7,000円、歳出総額80億7,947万4,000円で、これを前年度に比べると歳入が1億595万1,000円、1.3%、歳出が1億5,208万9,000円、1.8%、それぞれ減少しております。歳入歳出差引き額は2億1,376万3,000円の黒字となり、翌年度に繰越すべき財源6,904万2,000円を控除した実質収支も1億4,472万1,000円の黒字となっています。

歳入の主なものについて見ますと、町税が41億9,052万7,000円、構成比50.5%。地方交付税8億1,360万9,000円、構成比9.8%。国県支出金8億3,554万4,000円、構成比10.1%。町債6億7,140万円、構成比8.1%となっています。これらを前年度と比べると、町税は1億898万5,000円、2.5%、地方交付税は1億5,902万1,000円、16.3%減少していますが、国県支出金は376万4,000円、0.5%、町債は1億3,500万円、25.2%増加しております。

次に歳出の主なものについて、まず目的別に見ますと、最も構成比の高いのが土木費

で17億7,558万8,000円、構成比22%となっています。民生費は15億9,452万4,000円、構成比19.7%。公債費は13億738万5,000円、構成比16.2%。総務費は10億1,098万6,000円、構成比12.5%。教育費が9億3,304万円、構成比11.6%になっています。歳出を性質別に見ますと人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費が38億2,361万3,000円、構成比47.4%。投資的経費14億1,018万9,000円、構成比17.5%。その他の経費28億4,467万2,000円、構成比35.1%の決算となっております。

次に、公共下水道特別会計の決算額は、歳入総額19億2,225万5,000円、歳出総額18億8,639万7,000円となり、翌年度に繰越すべき財源145万円を控除した、実質収支も3,440万8,000円の黒字となりました。

歳入の主な内容は、町債8億6,690万円、構成比45.1%。国庫支出金3億5,000万円、構成比18.2%。繰入金2億6,452万6,000円、構成比13.8%となっております。

歳出につきましては、事業費が12億1,663万8,000円、構成比64.5%で、そのうち污水管8,791.2メートルを8億3,818万7,000円で布設いたしました。これにより海田町の污水管は5万9,801メートルが整備済みとなり、297.8ヘクタール、8,168世帯が処理可能となり、下水道普及率は67.4%となりました。

次に、国民健康保険特別会計の決算額は歳入総額21億1,121万1,000円、歳出総額20億1,019万4,000円となり、実質収支は1億101万7,000円の黒字となりました。

歳入の主な内容は、保険税6億7,967万5,000円、構成比32.2%。国庫支出金7億4,961万3,000円、構成比35.5%。療養給付費交付金4億4,249万8,000円、構成比21%となっております。歳出につきましては、保険給付費が12億9,474万2,000円、構成比64.4%。老人保健拠出金が5億8,659万円、構成比29.2%となっています。

次に、老人保健特別会計の決算額は歳入総額20億7,368万8,000円、歳出総額20億6,912万2,000円となり、実質収支は456万6,000円の黒字となりました。

歳入の主な内容は、支払基金交付金14億3,755万円、構成比69.3%。国庫支出金が4億2,421万2,000円、構成比20.5%となっております。歳出につきましては、医療諸費が20億5,515万7,000円で、全体の99.3%になっています。なお、平成12年度への繰上げ充用金として1,229万円を支出いたしております。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額9億2,482万3,000円、歳出総額8億9,068万3,000円となり、実質収支は3,414万円の黒字となっています。歳入の主な内容は支払基金交付金2億8,687万9,000円、構成比31%。国庫支出金3億3,186万9,000円、

構成比35.9%。繰入金 1 億6,439万7,000円、構成比17.8%となっています。歳出につきましては、保険給付費 8 億5,130万7,000円が全体の95.6%を占めております。

以上、平成13年度の各会計の決算の概要を申し述べましたが、細部につきましては決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出いたしておりますのでご審議いただき、認定くださるようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。平成13年度決算については、去る 7 月 8 日から 11 日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成13年度海田町決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から決算審査意見書の説明をお願いしたいと思います。代表監査委員、生田君。

○代表監査委員（生田）監査委員の生田でございます。本来、審査の意見をこの場で開陳する立場にあるかどうか、ちょっと疑問に思っておるところでございますが、従来の慣例によりまして、せっかくの機会を得ましたので、監査委員を代表いたしまして、先に町長に提出しております平成13年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。

お手元に配付されているようでございます。恐れ入りますが、意見書の 1 ページをご覧くださいと思います。意見書の 1 ページ、第 1 の審査の概要でございます。1 番について、審査の対象は海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく海田町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。2 番目として、審査の手続でございます。審査の手続につきましては、審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿と照合するとともに、予算の執行状況について、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、既往の監査、検査の結果をも考慮に入れて慎重に審査をいたしました。

第 2 の審査の結果でございます。1 番目として決算計数の確認でございます。一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数は関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、総括意見でございますが、平成13年度の予算編成は、町税収入の低迷など厳しい財政状況の中で、町民生活に密着した事業と少子・高齢化に向けた福祉施策の充実等

に対処することを基本とし、海田町新総合基本計画に基づく実施計画及び第3次海田町総合基本計画に掲げた事業への財源の重点的、効率的な配分に配慮して、予算編成がなされました。それに基づいて財政運営がなされたところであります。その結果、平成13年度の決算は、先ほど町長の方から地方財政状況調査の計数で申し上げまして、一部重複するところはございますが、再度説明させていただきます。

お手数ですが3ページ、決算収支の表と4ページの決算の比較表をごらんください。一般会計では歳入総額が82億9,323万7,000円、歳出総額が80億7,947万4,000円となっておりまして、前年度に比べ歳入総額が1億595万1,000円、1.3%。歳出総額が1億5,208万9,000円、1.8%と、ともに減少してございます。決算規模は前年度を下回るものとなっております。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億1,376万3,000円、形式収支から翌年度に繰越すべき財源6,904万2,000円を差し引いた実質収支は1億4,472万1,000円と、それぞれ黒字となっております。

他方、一般会計以外の特別会計、先ほど申しました特別会計は4つございますが、その特別会計全体で申し上げますと、歳入総額は70億3,197万9,000円、歳出総額は68億5,639万6,000円となっておりまして、前年度と比べ歳入総額は4億3,505万円、6.6%。歳出総額は4億5,735万9,000円、7.1%と、ともに増加しております。また、形式収支は1億7,558万3,000円、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源145万円を差し引いた実質収支は1億7,413万3,000円となって、いずれも黒字となっております。

次に、予算の執行状況について見ますと、お手数ですが5ページの歳入の決算状況、6ページの上の欄に収入未済額の状況及び歳出の決算状況の表がございます。この表をご覧くださいと思います。一般会計の歳入決算額は84億6,906万1,000円、調定額が86億290万6,000円。収入済額、これが歳入額でございます、82億9,323万7,000円となっており、収納率は96.4%と前年度を0.3ポイント下回っております。収入未済額は2億8,570万8,000円となっておりまして、前年度に比べ1,510万9,000円、5.6%の増加となっております。このうち町税の収入未済額を見ますと、2億6,756万2,000円となっておりまして、前年度に比べ1,195万1,000円、4.7%の増加となっております。

次に、一般会計の歳出決算額は、予算現額84億6,906万1,000円に対して、支出済額が80億7,947万3,000円となっておりまして、執行率は95.4%、前年度と比べまして1.4ポイント下回っております。また、不用額は1億8,896万3,000円、前年度よりも4,270万8,000円減少しております。

特別会計の歳入決算状況、これは特別会計 4 本の合計でございます。予算現額が70億7,205万6,000円、調定額が72億4,037万4,000円、収入済額が70億3,197万9,000円となっております。収納率は、これは全体でございます、97.1%と前年度と同率となっております。収入未済額は1億9,121万5,000円と前年度に比べ1,281万3,000円、7.2%増加しております。このうち国民健康保険税の収入未済額は1億8,184万5,000円となっております。まして、前年度に比べ1,165万5,000円、6.8%増加しております。

特別会計全体での歳出決算額は、予算現額は70億7,205万6,000円、これに対して支出済額が68億5,639万5,000円となっております。執行率は97.0%と前年度を0.7ポイント下回っております。

次に財政状況について見ますと、お手数ですが8ページと9ページをご覧ください。ただきたいと思います。8ページに自主財源・依存財源比較表というのがございます。9ページに性質別経費の状況というのがございます。これにつきましては地方財政状況調査表と計数は同じでございます。

まず、一般会計の歳入面では自主財源の構成比率が62.2%と、前年が62.4%ですから、0.2ポイント低下しております。歳出面では、これは9ページの方をご覧ください。ただきたいと思います。歳出面では義務的経費の構成比が47.4%と、前年度と比べ3.3ポイント上昇し、反対に投資的経費の構成比は17.5%と1.4ポイント低下しています。他方、財政指標の面で見ますと、10ページの主要財務比率の表をご覧ください。10ページの一番上の主要財務比率でございます。財政力指数は0.816と前年度に比べ0.002ポイント上昇、経常収支率は79.7%と0.5ポイント低下、公債費比率は11.4%と2.4ポイント低下し、いずれも今年度は前年度に比べ持ち直していると係数面ではそのようになっています。

景気低迷による税収の落ち込み等、財源確保が一段と厳しくなり、これに伴って予算執行においても、行政経費の一層の節減と効率化が求められております。以上、決算の状況、概略を申し上げました。町民生活に密着した事業や少子・高齢化に向けた福祉施策の充実、将来の展望も踏まえた事業への取り組み、そういうものを基本として実施していくためには、より一層健全な財政運営に努める必要があります。つきましては、次の事項の特に配慮が求められます。

第1点としまして、一般会計では歳入の中心となる町税が、景気の低迷により引続き落ち込み、収入未済額も増加しております。また、不納欠損額も増加しております。自

主財源の確保、税負担の公平の観点からも、収納対策に一層の工夫を凝らし、収入未済の減少、不能欠損の発生防止に努めるようお願いしたいと思います。

第2点としまして、国民健康保険特別会計におきましても、国民健康保険税の収入未済額は年々増加しております。また、その保険税の不納欠損額も増加しております。収入未済額の動向に配意し、収入未済額の減少、不納欠損額の発生防止に努めてほしいと思います。

第3点としまして、下水道事業特別会計におきましては、下水道事業費負担金の収入未済額及び不納欠損額の増加が見られます。下水道事業につきましても収入未済額の動向に配意し、収入未済額の減少、不納欠損額の発生防止に努めてほしいと思います。

以上、決算審査の概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で決算審査意見書の説明を終わります。この際、暫時休憩をいたします。11時15分まで。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。認定第1号の質疑から行います。決算の認定につきましては、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細は委員会の場でお願いしたいと思います。また、決算審査意見書に関する質疑については、ページを示して行っていただきたいと思います。質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）毎年のことなんですけども、13ページの一番上ですけど、町税の不納欠損額、これが12年度と13年度を比較しますと、大幅に増えております。収入未済についてもしかり。毎年、納税意識を高めて、町税のことについて全力をかけてやるというようなことをおっしゃっているわけです。この財政の厳しいときに、なぜこのようなことになるのか、その辺についてどのように監査委員はお考えなのか、意見をもう一度お願いしたいと思います。

それともう一点は、行政改革との絡みで、人件費が0.8%ぐらい伸びているわけです。行政改革をやっているということなんですけれども、物件費も伸びています。その辺はどのように考えておられるのか。

それともう一点は、公債費比率が、好ましいことなんですけどかなり落ちています。算式の上から何が数値的にこのような結果になったのか説明を、その3点をお願いします。

○議長（河野）執行部の方で答えられませんか。税務課長。

○税務課長（畝）ただいまの不納欠損の原因なんですけど、なぜ増えておるかという主な原因として、所在不明。所在不明と言いましても、わからない、夜逃げをしたりとか、そういう件で所在不明分が571万増えております。それと、固定資産税で言えば、やはり倒産、法人税関係の倒産も増えております。それと、収入未済の方で増えた原因として、これは固定資産税になるんですけど、倒産ではないんですが会社更生法の適用を受けた事業所もございます。それが500万ぐらい新たに発生しております。以上が主要原因でございます。

○議長（河野）人件費。総務部長。

○総務部長（上條）人件費の増加でございますが、お手元の方に主要施策の成果に関する説明書をお配りしておりますけど、その19ページ、その中に主な増額の理由といたしまして、退職手当組合負担金の増額によるものでございまして、これは高額の給与者が退職したものでございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）公債費比率の減少の原因でございますが、平成11年度から縁故債の繰上げ償還をやってまいりました。その関係で、それに伴う利息関係が減ったというので公債比率が下がっております。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）不納欠損額というのは時効の対応策みたいなものを考えているというように毎年おっしゃっているわけですけど、ただ夜逃げしたとか倒産だとかいうんではなくて、時効を援用するためにいろんな措置をとっておられると思うんですけど、その辺はどうなのか。それから、人件費が伸びたというのはここに書いてあるとおりなんですけども、行革との関係でどうなるんですかということを聞いているわけですよ。片方ではどんどん人を減らして、新人だから、高給取りがやめて新人の人が入るんだから減りますといつもおっしゃっているわけですけど、それでも今年は増えているわけね、13年度は。だから、行革との関係で、また物件費も増えているわけです。委託費なんかが、電算機なんかの活用で減ってもいいはずなのに、それが増える、それはおかしいのでは

ないかという意味で、行革との関係ではどうなってますかということを聞いているわけです。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）時効の停止する努力として、今現在、しつこいぐらい臨戸徴収をしています。それと実態調査もやっております。これは町内の方だけではなく、町外の方にもかなり半分ぐらいの方がおりますので、町外に出た方も。それに対して追行調査して、それと分納、それは古い分の分納もしていただくということで、時効の停止は一応努力をしておるところでございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）行政改革の職員数の減員計画、これは平成10年度から5年間で5%を減じるというような計画を立てております。それで、平成15年4月1日までに、その平成10年に254名おりましたものを5%、13名減らして241というふうに計画して、減員計画を進めております。それで、平成15年4月1日には来年度の新規職員、基本的に合併等々の問題もございまして、行わないと。着実に進みまして、来年15年4月1日には240名になる予定でございます。このように計画的に段階的に職員の減員を行っております。それで、合併の事務を含めまして、どんどん行政の方は、例えて言いますと、介護保険、保育事業、都市計画事業等々、事務量の増もございしますが、これにつきましては臨時職員あるいは嘱託ということで対応させていただいております。ですから、職員の減員計画につきましては、計画どおり現段階では実行できると推測しております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）監査委員さんが意見書を添えて提出をされておられますけれども、一般会計においても、あるいは特別会計においても、不納欠損でかなりの額が出ておるわけです。不納欠損で処理をされておることを監査委員さんはもうこれで限界だと、もうやむを得ないというように判断をされて監査委員の意見書の中にそれを踏まえて提出をされておるのかどうか、お尋ねをするわけです。これが1点。

もう一つ、地方交付税。町長が合併の折にいろいろ説明をされるのに、地方交付税がどんどん減っていくということで説明をこれまでも何回もされておりますけれども、平成13年から14、15、3年間は政府が臨時財政対策債を認めて、地方の交付税の補てんをしておるわけです。監査委員さんが16ページに地方交付税第8款で収入済額は前年度と比べ1億5,902万1,000円、16%交付税が減額をしておると、ただし、臨時財政特例債で

補てんをされておるといように説明をされておりますが、私が言いたいのは、この2つを合わせたものが地方交付税として表現をすべきであるというように思うんですが、監査委員さんの意見はどうか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）代表監査委員。

○代表監査委員（生田）不納欠損額につきましては、時効によるもの、あるいは自己破産によるもの等、それぞれ内容が違いますが、一応そういう不納欠損額が発生するまでの収入未済額の段階でもう少し管理するといいうことは、常々申し上げておりまして、決算の審査で不納欠損額を見ましたところは、一応妥当に処理されておると、こういうことでございます。

それから、地方交付税につきましては、行政の予算執行の具体的なことにつきまして、私から申し上げてもいいんですが、決算審査委員会の方で詳しく説明させていただきたいと思います。私でこの場で詳しく説明はできないと思いますが、ただ、地方特例債につきましては、一応は最終的には交付税で見えていただけると、こういうことになっておりますから、交付税と同じように考えていただいても差し支えないと思います。以上です。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）それでは執行部にお尋ねいたします。執行部の説明の中で、8ページですね、地方交付税、ここにも同じように表現をされて、いわゆる地方交付税が減るといいう表現がなされておるわけですが、町債の中に臨時財政対策費1億5,590万円があるわけですが、政府がこれを全額肩代わりしておるんです。だから、私がさっき監査委員さんに指摘をして、それは特別委員会の方で詳しく話されるかどうか知りませんが、話せるということなんですけれども、しかし、交付税の増減の問題については、この額を加えたものが、やはり明らかにすべきだと思うし、減る減ると言って将来のことについてここでこういう表現をされること自体が、私は表現上誤りではないかというように思うんです。

それは、臨時財政対策債の元利償還は国が全額交付税で処置するという仕組みになっておるわけです。各自治体が発行してもしなくても、発行可能額の全額を発行したものとみなして、その元利償還額相当分を後年度に基準財政需要額に加える仕組みになっている。だから、地方交付税はここで言うその減少につながっているという表現は、私は間違いではないかというように思います。現に13年度のこうした額と臨時財政対策債を

合わせると、9億2,449万7,000円となる。前年度より増額をしておるというように思うんですけども、これはどうなのかお尋ねします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）地方交付税と臨時財政対策債のことについてでございますけれど、確かに今回、国におきましてはこの13年度から3年間におきまして地方交付税の減収後について国と地方が分担していこうということで、新たに不足分については起債を起こすということで決まったものでございます。ここに書かれておりますのはあくまでも地方交付税についての表現と町債についての表現を区分したものでございます。というので、地方交付税についてはそういう起債等の対象になりましても、現状は減額していると。逆に今度、町債の中ではそういうことを踏まえて、町債については増えているということとで表現を区分しております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）先般、我々は会議を持って審議した中で、県のそういう担当者を赴きまして、いろいろ話をした結果、県では、県の桂木室長、この人は、合わせた額が正しい情報であるというように私ども、回答をもらっておるんです。ですから、今までの情報は間違った、あるいは表現が不適切なそういう表現であるというように訂正も加えておるわけですけども、実際、このことが今からずっと論議をされる合併問題について、交付税が減った減った、だから合併しなければどうにもならないというような町長の発想が、この前、海田の公民館で説明を受けたときにも町長は最後の部分でそのことを強調されましたけれども、実際、それには当たらないわけですよ。

2分の1というのがさっき出ましたけれども、これらもすべて、これは国が財政措置をする。また地方6団体がこれに、減額に対して強く反対をして、そうして、決議をされて、実際は2つ合わせたもので地方交付税が増えているという結果が、広島県の中でも起きているわけです。だから、これは一緒に合わせて表現されるべきだということに思うんですが、再度お尋ねします。いかがですか、その問題について。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）県のそういう会議におきまして、そういうような地方交付税と臨時財政対策債を含めたものを、合計でもって、当然ながら臨時財政対策債というものは地方交付税の不足分を補うための制度でございます。そういう意味合いから県の説明があったかも知れませんが、ここに表現しているのはそれぞれの項目で表現しております

ので、そういうことで、交付税は減っている、またそれに対して町債が増えるということ
で表現をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。今回、平成13年度の収入におきましては、町税が1億900万余り減となっております。それで、借金である町債を1億3,500万増といたしましても、なおかつ平成12年度の収入に比べ、平成13年度は1億600万余りの減の予算で、1年間行政が執行されてきております。そこで質問なんですけれども、主要施策の成果に関する説明書の18ページなんですけど、先ほど人件費の問題が前年度に比べ増であるという質問は、ほかの議員がされましたが、それを含めて義務的経費が全体の47.4%を占めてきた、これは大変なことであると思うんです。この中には扶助費で児童手当とかいろいろ説明が書かれておりますけれども、事情はどうであれ、収入の中の50%に近い金額を義務的経費に回さないといけないということは、後の50%で投資的経費その他の経費の執行をしていかないといけない。それで、18ページの表を見てみますと、投資的経費も前年度に比べ1億5,000万余り減の執行、その他の経費も1億9,500万の執行であるということは、こういう行政の執行であるということは、住民の生活の安全を守るだけの執行が果たしてできたのかどうかという……。この投資的経費とその他の経費の1億5,000万余りと2億に近い前年度比減の執行であった。その内容で減にせざるを得なかった事業って、どういった事業を12年度に比べ減にせざるを得なかったかということなんです。

それともう一点は、平成14年度はもう予算を執行しておりますけども、この義務的経費がこれ以上50%を上回る執行にならざるを得ないのか。もっとまちづくりのために予算を使える予算編成にできるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）義務的経費の関係でございますが、当然予算編成時期におきましては、義務的経費の節減というのを柱に掲げて予算編成をしておるところでございます。この中で、特に町といたしましては、扶助費とか公債費等についてはあまり削減できない費用ではないかというふうに考えております。と申しますのは、特に扶助費については社会保障制度のいろんな面での新しい施策を講じるために必要な経費が当然出てきます。それで、町といたしましては、その中でいかに経費を少なくしていくかという面では、先ほど来、佐中議員からも出ておりましたけれども、人件費の削減につきましては、行

政改革大綱に則って着実に実行しているというふうな状況でございます。

まだ、本町の場合は、義務的経費と投資的経費の割合につきましては、経常収支比率等を参考にしてもらっても、どうにかある程度、扶助費等にも賄える財政規模であるということですが、今後はますますそういう面では歳入が減ってくるというふうな状況の中では厳しくなっていくのではないかとというふうに考えております。それで、それにつきましては、個々を一つ一つ精査しまして、予算の編成に当たってその執行に将来も当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（河野）ほかにございませんか。斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木貞暁です。代表監査委員に要望なりお願いのことは、やっぱり行政改革の答弁があったんですが、他の市町村といろいろ比較されてその比率をできれば、監査委員としてのことも微に至り細に至り数字は載っておりますが、他の市町村との先ほど申しました県内・県外の状況とも比較されて、合理化とかそういうことも、代表監査委員の指摘は非常に重いので、それを要望とお願いしておきたいと思います。

行政改革その他につきましては、質問の事項でやっておりますので、執行部とやりとりをやっていきたいと思いますので、その点を要望とお願いしておきたいと思います。以上でございます。終わります。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）以上で質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）続いて日程第6、認定第2号、平成13年度海田町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）認定第2号、平成13年度海田町水道事業会計決算の認定について。平成13年度の水道事業につきましては、給水サービスの一層の向上を目指し、老朽施設の更新や管網の整備を行うとともに、効率的な経営の推進を心がけてまいりました。財政面につきましては、長引く景気の低迷、並びに節水意識の浸透による水需要の減少により、水道料金収入が前年度に比べ大幅な減額となり、欠損を生じました。営業成績は年間総配水量403万2,484立方……。

（「ちょっとすみません、議案がないんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続いて本会議を再開いたします。水道事業決算報告書を使うということで、了解ですね。それでは、町長の説明を求めます。

○町長（加藤）それでは、認定第 2 号、平成13年度海田町水道事業会計決算の認定について。平成13年度の水道事業につきましては、給水サービスの一層の向上を目指し、老朽施設の更新や管網の整備を行うとともに、効率的な経営の推進を心がけました。財政面につきましては、長引く景気の低迷、並びに節水意識の浸透による水需要の減少により、水道料金収入が前年度に比べ大幅な減額となり、欠損を生じました。営業成績は年間総配水量403万2,484立方メートル、年間有収水量356万9,301立方メートルで、前年度に比較して年間総配水量は10万3,680立方メートル、2.5%の減、年間有収水量は8万7,402立方メートル、2.4%の減となりました。財政状況につきましては、事業収益4億2,170万7,807円で、前年度に比較して3,452万1,384円、7.6%の減収となりました。事業費につきましては、4億2,247万5,979円で、前年度に比較して1,526万5,444円、3.5%の減額となりました。以上の結果、収支差引き76万8,172円の純損益となり、当年度未処分利益剰余金は228万5,657円となりました。資本的収支につきましては、収入総額1億1,502万1,937円に対し、支出総額2億5,930万9,155円で、差引き不足額1億4,428万7,218円は、過年度分損益勘定留保資金7,542万5,725円、当年度分損益勘定留保資金5,973万1,282円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額913万211円で補てんをいたしました。

配水設備工事といたしましては、配水管の新設、老朽管の布設替え及び公共下水道工事に伴う配水管移設等配水管の整備を行いました。

浄水設備工事といたしましては、蟹原浄水場の受変電設備を改良し、国信浄水場の送水流量計の取替えを行い、総事業費は2億999万3,180円となります。

以上、決算についてご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。認定第2号、水道事業会計決算についてを続行いたします。水道事業会計決算については、去る6月27日、28日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成13年度海田町決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から決算審査意見書の説明をお願いいたします。代表監査委員、生田君。

○代表監査委員（生田）それでは、先に町長に提出しました平成13年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきましてその概要を説明申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。お手元に13年度の公営企業会計決算審査意見書が配付されていると思いますので、これに沿って審査意見の概要を申し上げます。

まず、意見書の1ページをご覧ください。審査の概要でございます。1番目として、審査の対象は平成13年度海田町水道事業会計でございます。2番目として、審査の手続きでございます。審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、財務諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び付属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合・確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして、慎重に審査いたしました。

第2の審査の結果でございます。1番として、決算計数の確認と財務諸表の表示についてでございます。決算書及び付属書類は、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合・確認した結果、その計数は正確で、財務諸表は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。2番目として、総括意見でございます。13年度も経済情勢は引き続き景気の低迷で推移し、事業環境は厳しい状況にありました。こうした状況の中で、給水サービスの一層の向上を目指し、水道施設整備等基本計画に沿って、老朽施設の更新や管網の整備に努めております。本年度の建設改良事業は浄水設備工事が2件、配水設備工事19件、計21件、総事業費2億999万3,000円の事業を行っております。

次に、業務の状況について見ますと、お手数ですが3ページの給水戸数及び給水量、それから用途別給水状況の表をご覧ください。本年度末の給水戸数は1万1,929戸で、給水人口は3万22人となって、前年度に比べ給水戸数で140戸、1.2%、給水人口で78人、

0.3%の増加となっております。また、年間総配水量は403万2,484立米、年間有収水量は356万9,301立米となって、前年度に比べ総配水量は10万3,680立米、2.5%の減少、有収水量は8万7,402立米、2.4%の減少となっております。この結果、有収率は88.5%と前年度と比べ0.1ポイント上昇しております。また、用途別給水状況について見ますと、前年度と比べ業務用が7万424立米、一般用が1万4,077立米、プール用が9,079立米、それぞれ減少しております。

次に、予算の執行状況について見ます。お手数ですが5ページ、6ページをご覧ください。平成13年度水道事業予算決算対照表というのがございます。本年度の収益的収入の決算額は4億4,223万1,000円と予算額に対して3,604万2,000円の減で、92.5%の収入率となっております。収益的支出の決算額は4億3,266万8,000円と予算額に対して4,013万2,000円の不用額を生じており、91.5%の執行率となっております。前年度が94.5%ということでございます。他方、資本的収入の決算額は、6ページをご覧くださいと思いますが、資本的収入の決算額は1億1,502万1,000円で、予算額に対して1,334万4,000円の減で、89.6%の収入率となっております。資本的支出の決算額は2億5,930万9,000円で、予算額に対して6,481万1,000円の不用額を生じ、80.0%の執行率となっております。前年度は79.2%でした。

次に、経営の実績について見ますと、お手数ですが8ページと9ページをご覧ください。水道事業比較損益計算書という表がございます。営業収益は3億9,550万5,000円と給水収益の大幅減少により、前年度に比べ1,366万6,000円、3.3%の減収となっております。一方、営業費用は3億6,244万8,000円と人件費等の節減により前年度と比べ1,338万円、3.6%減少しております。この結果、営業利益は3,305万6,000円を計上し、前年度と比べ、28万6,000円、0.9%の減益となっております。経常利益は営業外収益2,620万2,000円と営業外費用6,002万7,000円の計上により、前年度と異なり、76万8,000円の経常損失を生じ、この結果、当年度は純損失76万8,000円の赤字決算という経営成績が厳しいものとなっております。

次に、財政状態について見ますと、お手数ですが13ページから14ページにわたります水道事業比較貸借対照表をご覧ください。資産総額は30億6,334万3,000円と前年度に比べ1億225万6,000円、3.5%増加しています。これは水道施設の建設改良による固定資産の増加、水道料金収入等手元現金、預金の保有による流動資産の増加が主要因となっております。負債総額は14ページをご覧ください。

たいと思います。負債総額は1億4,492万2,000円と前年度に比べ3,678万2,000円増加しています。これは配水設備整備費等の未払金の増加が主な要因となっております。資本金は、自己資本金が11億2,472万2,000円、借入資本金が11億4,101万7,000円、合計22億6,573万9,000円と、前年度に比べ5,068万4,000円増加しています。これは、借入資本金、起債でございますが、借入資本金1億円の起債と償還が4,931万6,000円のこの差によるものが増加しております。資本剰余金は3億3,186万円と前年度に比べ1,555万7,000円増加しています。これは工事負担金の増加によるものであります。利益剰余金は3億2,075万1,000円と前年度と比べ76万8,000円減少しています。これは当年度損失が76万8,000円を計上したことによるものであります。

このような状況を踏まえ、引き続き給水サービスの向上を目指し、水道施設の総合的な整備促進と経営基盤の安定強化を図るためには、既にとられた施策の有効な実施に努めるとともに、今後は企業意識の一層の高揚を図り、建設コスト及び給水コストの節減、施設の運営管理面における諸経費の節減について一層努力し、効率的な運営に努めることが求められております。

以上、簡単ではございますが、審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。なお、個々の事業の内容につきましては、決算審査委員会の方で執行部の方にお聞きいただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○議長（河野）以上で決算審査意見書の説明を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計決算の認定につきましても、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いしたいと思います。また、決算審査意見書に関する質疑については、ページを示して行っていただきたいと思います。質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）3ページ。人口と給水戸数が増えています。しかし、年間配水量とか1日平均水量は減っています。それは、業務用が下の用途別給水状況の関係で、業務用が大幅に落ちている、不況だったからでしょう、そういうような関係が出てくるわけです。それと関連するのかどうか知りませんが、6ページ、資本金的收入、資本金の支出のところがございます。資本金的收入が1,334万4,000円減っております。そして、資本金の支出が逆に不用額が6,481万1,000円増えているわけです。この2つの関係はどういうような関係があるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、6 ページの資本的収入の工事負担金等資本的支出の不用額の関係について、ご説明申し上げます。まず、工事負担金というのは下水道工事におきまして水道管が支障移転、支障の場合に移転するためのもので、13年度におきましては、一応2,800万余り予算は取っておりましたが、実際には1,500万円ぐらいしかしていないということでございます。それによりまして、資本的支出の建設改良費のその工事負担に係る、下水道の支障移転に係る工事費が減になったものでございます。以上でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）以上で質疑を終わります。この際、認定第1号、平成13年度決算の認定及び認定第2号、平成13年度海田町水道事業会計決算の認定につきましては、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議し得ることとしたいと思います。なお、委員の指名につきましては、議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本件は議員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決します。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員については、委員会条例第5条の規定により、岡田君、渡辺君、多田君、堀間君、宮坂君、原田君、田中君、中岡君、加藤君、以上9名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、そのように決します。この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長互選のため暫時休憩します。委員の皆さんは委員会室に移動してください。

~~~~~○~~~~~

午後1時18分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。ただいま、決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に堀間君、副委員長に多田君と決しております。以上で平成13年度決算の認定についてを終わります。どうぞ。委員会のことですか。どうぞ。

○4番（桑原）私は今の決算委員には任命されておられませんけど、それについて質問があるわけです。そういう場合、どういうふうに取り計らったらいいいのか。

○議長（河野）内容についてですか。

○4番（桑原）そうです。

○議長（河野）これは、今、決まりました委員さんに委託していただくという、だから、私の意見はこうだけど、そのことについて聞いてくれんかということで、委員にお願いをされまして、それをまた後日説明を受けるという。

○4番（桑原）そうすると、書類か何かでもって、委員長に渡せばいいんですね。だれでもいいから託して質問してもらおうということですか。

○議長（河野）はい、そうです。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付け順に順次発言を許します。16番、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。合併問題についてお尋ねをいたします。総理大臣の諮問機関である第25次地方制度調査会の答申でも、国、都道府県は合併問題で強制することがないように留意すべきであると明確に述べられております。ところが、2001年8月に出された政府の市町村合併支援プランでは、市町村の合併特例に関する法律の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、自主的な市町村合併を強力に促進をする必要がある、こう述べて、極めて露骨な誘導策を打ち出しております。

自主的は建前であって、本音は強制であるということがまざまざとあらわれております。政府が異常な支援策を次々に出しておりますけれども、これに対して比較的冷静に対応している市町村もあれば、誘導に影響され、なりふり構わず合併ありきで進めている町村もあります。合併問題特例法を基本に合併を推進している今日、地方自治法が置き去りにされて進められているようで、不安でなりません。本来、市町村合併は地方自治の根幹にかかわるものであり、将来にわたる地域のあり方、住民生活に大きく影響するものであり、合併という重要な問題は、住民が決める問題でもあります。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、1 番目は、合併問題を考える際、住民サービスの観点だけでなく、町民が自分たちの町をどう運営するか、どう統治するかという観点も重要で、最初から合併ありきであるとか、あるいは合併反対ではなく、条件次第では合併に反対もあれば、賛成もあるということもあるが、町長はどのように考えられますか、お尋ねをいたします。

2 つ目には、今の町長のやり方は、何が何でも自分の任期中の平成16年5月までに広島市と合併をするという姿勢は、合併ありきで、その結果、合併押しつけにつながり、独裁で強行合併となりますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

3 目のお尋ねですが、海田町の財政は、ほとんどの指標で広島市よりすぐれております。財政力指数は海田町は0.81に対し広島市は0.75、自主財源比率は62.4に対して広島市は53.9、経常収支比率は80.2に対して89.2、地方債残高比率は161.9に対し広島市は288.9、また、1人当たりの借金、海田町は31万円、広島市は82万円であります。投資的経費も海田町長就任以来19年間で449億円で、年平均約24億円になります。

これだけ広島市との財政力の差があれば、将来、15年後、20年後、30年後は単独町政の方がはるかに有利になります。町長は、目先の区画整理事業やJR高架事業だけの10年や15年のことしか考えておりません。これまでの答弁では、10年後からは安芸区全体の投資的経費を期待したいという、こういう見解を示されましたが、私は納得しない。それは28年前、安芸郡であった安芸町、船越町、瀬野川町、矢野町、熊野跡村の5カ町村が合併いたしました。この5カ町村全体の投資的経費より、海田町単独の投資的経費の方がはるかに進んで、まちづくりができていますからであります。海田町だけでなく、合併しなかった府中町や熊野町、坂町でも同じことが言えます。

今、広島市はかつてない財政難で、このまま行けば3年後には赤字団体に陥り、政府からのてこ入れがあるというところまで来ております。海田町は広島県内でもあらゆる指標を見ても、有利でトップクラスの財政力の指数を持っております。それなのになぜ広島市に、吸収合併という方式なのに、合併を申し入れに行くのか疑問に思います。その見解をお尋ねします。

4 目、合併を申し入れに行くのに、これから先、海田町のまちづくり計画の案があるはずですが、どのようなものか明らかにされたい。

5 番目に、合併特例債を対象とする合併建設計画の総額はどのぐらい要求されますか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中委員ご質問の合併問題についてのご質問にお答えをいたします。まず、

1点目の合併問題は条件次第ではないかとのご質問についてでございますが、任意協議会で福祉をはじめとする諸制度の取扱いや合併建設計画案について取りまとめ、住民の皆様は合併を最終的に判断する資料として提示させていただきたいと考えております。また、合併すれば当然海田町民は広島市民の一員として、行政運営にかかわることができるものと考えております。

次に、2点目の任期内の合併についてでございますが、以前にも申し上げましたとおり、町行政をあずかる責任者として、地方分権の推進や国の行財政改革の推進など地方自治体を取り巻く状況を考え、今後の海田町のまちづくりを進めていくためには、国・県の財政支援を受けられる合併特例法の期限内で、なおかつ、私の任期内に合併することが、住民の皆様にとって最良であると判断をしたわけでございます。

現在、任意協議会での協議も始まり、諸制度の取扱いや合併後のまちづくりの方針を示す合併建設計画案の作成などを進めてまいります。この協議会の内容につきましては、議会や町民の皆様は合併の判断資料としてお知らせをしてまいりますし、最終的には議会の皆様の議決を得ることとなります。こうしたことから、決して独断で合併ができるものではありません。

3点目の質問につきましては、財政指標の数値だけを比較すると、海田町の方がよいと言われるかもしれませんが、広島市は多様な住民ニーズに応えるために、都市基盤の整備や福祉制度の充実を図るため、各種の事業を実施してこられた結果であると考えております。また、合併建設計画終了後については、当然広島市の区域として、また、安芸区の中心的地域として、整備が進められていくものであるとお答えしたものでございます。

旧安芸郡の町村が合併した時期や行財政状況は、現在の海田町や社会情勢と大きな違いもあり、一概に比較して論ずることはできませんが、公共下水道の普及や文化センター、スポーツセンターの建設、道路整備など、旧町村では困難と思われる事業への投資がされているのではないかと思います。

地方分権の推進が図られている中で、高度で専門性の高い各種の行政需要に的確に対応するために、人材の確保や行政サービスの提供を行うためには、ますます厳しい財政状況が予想されます。こうした中、例えば広島都市圏東部地区の中心的役割を担うため

のまちづくり事業として、連続立体交差事業や駅南口土地区画整理事業をはじめとする都市基盤の整備を計画的に進め、住民の福祉の向上を図るためにも、国・県の財政支援を受けることのできる合併特例法の期限内での合併を実現することが最良であると判断をいたしております。

4点目、5点目の質問につきましては、本町では、21世紀に向けた海田町のまちづくりを方向づけるとともに、広範囲にわたる施策を提示するため、第3次海田町総合基本計画を平成13年に策定いたしました。この第3次海田町総合基本計画が将来のまちづくりを進めていくための基本となります。今後、計画に掲げている事業について十分精査し、優先順位の決定など、財政計画を踏まえ、協議を行い、これを取りまとめ、合併建設計画案として協議に諮ることとなりますので、現段階では事業内容、事業規模を申し上げる状況ではございません。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）再度お尋ねしますけれども、町長は21世紀に向けて海田町のあるべき姿は、広島市と合併しなければならないという位置づけで、第3次の総合計画をもとにしながら広島市と折衝をされると言われて、今、答弁がありましたけれども、実際、国の流れ、あるいは地方自治体が今置かれている状況やその背景をよくよく考えてみますと、今の自治体を今の政府はもう自治体そのものを企業化するという1つのねらいがあるんです。2つ目には、大型開発をする。このねらいがあるから、今の地方自治体の再編をやろうとする。3つ目には、財源の持ち出しを少なくする。だから、全国にわたって市町村の合併をしようとする。今の全体の国の流れはそうなんです。自治体をどんどん民営化して、企業化してしまうと。その流れに町長はずっと立ってきているんですよ。だから、今のうちに合併をしようという、本当に自治体のあるべき姿はどうかというところが、今その視点が、町長、欠けているんですよ。

議会として、今、町長がやっていること、本当に監視をしなければならないし、その指摘をしなければならないわけですが、なかなか議員の中にもいろいろな方々がおられて、いろんな発言をされておるわけですが、最終的には町民の皆さん方が本当に将来幸せになるかどうか、ここの選択を間違ったら、私はいけないと思うんです。そういう面で、再三再四にわたって、これまで私は一般質問の中で町長の任期中に合併をするというのは、町民に対して情報が少ないし、また、町民の方もせっぱ詰まって、その情報が、本当に知る気でなかったら、その情報が身につかないわけです。我々が先に進んで情報

をこれだけ流したら、適当にいいではないかとか、あるいは自分の任期が切れるから、これで合併した方がいいのではないかと、この姿勢が私は悪いと思うんです。

私は、海田町の町長の任期中までに、広島市と合併をすると、こういう町長の方針が出された結果、町も議会も勇み足で、広島市に任意の協定を急いでつくろうとか、あるいはその結果によって、広島市は海田町がしっぽを振って来るんだから、合併の建設計画については、なるべく抑えていこうという、こういう姿勢が見られると思うんですよ。私はこれではいけないと思う。

海田町は海田町独自で、合併をもしなかったら、単独でやっても広島市よりはるかにすぐれた制度を持ってできる、これが今までの実績なんですね。ただし、それは広島県にも大きな責任を持ってもらわなければならない、町単独ではできないわけですから。ところが、広島市は政令市ですから、広島県を抜いて政府と直接そういう交渉をやりながら、やっておるわけですが、だからこそ広島市は財源が必要なんですね。そのために都市計画税を取ったり、市民税をはなから皆さんに賦課をして税金を高くしておく。そうせざるを得ないわけですよ。広島市は広島県を飛び越えてやっているから、税金も余計に取って、行政を進めている。しかし、それでもできないから、来年度の広島市の予算編成に当たって、現金120億円が足りないからどうするかというところまで、せっぱ詰まったところまで、今、来ているんです。

私は本当に町民の皆さん方が納得して合併問題を論議して、本当に悔いのない、将来禍根を残さないような、そういう方針が必要であると思うんですけれども、町長はどうしても、今の答弁を聞くと譲らない。もう、3月、6月、今もそうですけれども、私はこれではいけないと思うんです。ぜひそれを改めてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

それから、2つ目の問題で、合併の方針を打ち出されて、総務省のマニュアルでも法定協議会から合併まで22カ月。1週間前に私ども、長野県の飯田市、合併問題で研修させていただきました。そこで、10万の都市でありましたけれども、その相手先の合併ですね、合併するかどうかで60カ月かかったという説明を受けました。そして、柿の実が熟して自然に落ちてくる、こういうがごとく合併問題について議論を深めたと、こうして徹底して時間をかけてきて、本当に住民と一緒にまちづくりをつくったというのがその自治体のやり方でした。私は町長が今がチャンスだと、特例債があるし、県も支援をしてくれると、ここに政府の思惑があるわけですよ。特例債といっても借金ですから、

やがては我々が払わなければならない内容のものです。私は、こうした町民不在の思惑で進めているが、これはやっぱり問題がある。町長の任期中でなくて、特例債期限まであともう1年あるわけです、平成17年まであるわけですが、ぜひそこらまで照準を合わせてやっていただきたいと思います。どうなのかお尋ねします。

それからもう一つ、私は前回も申しましたが、町の将来、20年、30年先のまちづくり、今の町長のやり方は本当に10年、15年の目先のことだけしか考えていないというように思うんです。この前言いましたけれども、町長が就任以来19年間、新しい事業ができる投資的経費は年間24億、平均してあるわけです。10年すると240億、20年、30年で750億近くなるわけですが、こうして、今さっき言いました広島市と合併した場合、町民1人当たり51万円の借金を負うことになるわけですね。海田町は今31万、広島市は82万ですか。広島市は聞くとところによると毎年6万円ずつ借金を重ねていくというそういう計算までなされておるわけですが、とりあえず、51万の借金を広島市と合併したら背負うことになるわけです。そうしたら3万人の町民で51万を掛けたら約百五十何億。それから、都市計画税というのがあるわけで、海田町は1年間で5億、どんどん地価が下がっても上がるような仕組みをされておりますから、5億が5億2,000、3,000、5,000というように将来上がるわけですがけれども、10年、20年、30年たつと百五十億ぐらい町民に負担をかけさせる。こうなると、1,500億円近く、30年間のそういう経費が広島市に全部行くようになる。その代わり海田町に返ってくるのが、未知の数字ですね、町長は、先ほどから言う安芸区全体の、10年過ぎたら、安芸区全体の投資的経費で期待をしたいという願望だけのことで町民を広島市との合併に持ち込もうとしておりますけれども、私は、町民に明らかにするのに、あるいは町長がいついつまでに合併をするという期限を切った場合は、やっぱり町のカードが要ると思うんです。そうしなかったら、最初に私が質問いたしましたように、条件次第では反対もあれば賛成もある。実際合併をした場合に、最終的にはいろいろあったとしても、町長が言う地方分権であるとか福祉の問題であるとか、いろいろあったとしても、最終的にはやはり金額でそれがあらわされるわけですし、額の問題になってくるんですね、総額。それが今までに明らかにされていない。合併の今回の建設計画の中で、任意協議会だけで事を進めるのではなくて、町長の腹づもり、幾らで合併を、このぐらいの計画だったらできるが、これ以上だったらどうもできないという考えがあると思うんです。ぜひそれを明らかにされたい。このように思うんです。

それから、私は、今から任意協議会が何回か開かれるわけですが、町長が自分の任期中に合併するということになれば、今までスケジュールどおりにやはりいかれると思うんです。3月には法定協議会、来年の9月には広島市と海田町の議会がそれぞれ合併の決議をするということになるわけですね。1年を切って、町民にどのような理解を求めるのか。我々だって、議会側だって、1年では到底検討する時間は難しいと思うんです。最終的には町民が理解しないまま、議会も提案をされたら強行採決をして、調査研究も不十分でそのまま進むというのが今までの例でもありますし、私はそのようになると思うんです。私は、町の案を任意協議会で示すその案を明らかにしてもらいたいと思うんですがどうですか、お尋ねします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ご意見はいろいろとあろうかと思いますが、基本的にはただいま私が佐中議員にご答弁申し上げたとおりでございますけれども、やはり合併問題につきましては、ご承知のように、海田町はかなり以前から、この特例法が改正になる以前から、広島市との合併問題に関する研究会をつくりまして、長い間、行政比較等をやってまいってきております。そういう中で、やはり海田町も将来を考えた場合、今朝ほどもいろいろと行政報告の中でも申し上げましたように、財政的にも大変厳しくなってくる状況は、これは否めないわけでございます。そういう中で、やはり町の将来を考えたときに、この特例法という支援のある中で将来を決めるべきであると、こういうふうに私は判断をいたしておるわけでございます。

今の町長が任期中にと、こういうことでございますけれども、私はそのように考えておりますけれど、先ほど申し上げたように、最終的にはやはり議会の議決が必要であると。町長だけでできるものではございません。その間、やはりこれから任意協議会で協議する内容につきましては議員の皆さん、または町民の皆様は逐次報告をしながら、ご意見を伺いながら、また次のステップへ移っていくと、こういうふうな段取りになるわけでございます。

今、幾らぐらいの腹づもりであるかと、こういうことでございますけれども、ご承知のように海田町も総合基本計画を持っております。これを基本に市とのあらゆる交渉をこれから続けてまいり、でき得るだけ海田町の要求が市と協議が調うように、最大の努力をすることが、我々また任意協議会の委員の責務であると、こういうふうに考えるわけでございます。

佐中議員ご心配のように、それは目の先のことではないかと、こういうことでございますけれども、20年、30年、これはやはり言われる佐中さんにもその目安がつくかいうと、私はなかなかつきにくいと、こういうふうに思うわけでございます。当然我々は、現在、町で定めております総合基本計画を基本に、何を優先的に市と協議を進めていくか、あるいはいかに町の要請を受け入れていただくか、こういうことを最大限に我々が努力する責任があると、このことについてはまた全力を挙げて、当然やるべきであると、こういうふうに考えておるわけでございます。

都市計画税のお話も仰せになりましたけど、都市計画税にしてもしかりと思います。やはり、単町でおったら都市計画税は必要ないのかと、こんなことではないと思います。やはり単独で万日やるとしても、そういう財源を求めなければ、これからの財源状況から言うと可能なことではないと、私は考えておりますので、このことが大きな支障であると、こういうふうに考えておりません。以上でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）答弁、かなり抜けたところもあるんですが、もう一度お尋ねします。財源でいろいろ厳しくなったから、あるいは地方分権の中で全国的にそういう背景の中で市町村合併を進めているからという。海田町だけ財源が厳しくなったわけではないわけですね。全国的に厳しくなって、特に広島市は海田町よりもっと悪くなっている。なぜそこへ飛び込まなければならないか。しかも、行ったら広島市の行政に全部合わせる。

今まで広島県の中で、市町村合併をうたわれておるのは、特に進んでいるのは僻地であるとか過疎であるとか、そういうところは10年間政府が面倒を見てくれるから、これは合併したら、今までの財源よりはるかに有利ですから、私は有利だと思うんです。しかし、海田町は県内でもトップクラスの財源のそういう指数をもって今までわたってきた。現に町長だって昨年の12月まで、合併しなかった理由は財源がよかったから合併をしなかったという回答を今までずっと重ねてこられた。19年間そうでした。

今、海田町、本当に悪くなったかと言えば、全国的にに見ても景気が悪くなったから、海田町だけでなく全国が悪くなったわけですね。しかし、そうは言っても、海田町は単独で、しかも投資的経費がお隣の府中町よりもはるかにいいというのが私の財政分析の中で明らかになってきたわけです。なのに、どうして合併をして、将来町民を、これだけ財源指数がいいのに、ずっと将来にわたって海田町民が広島市にプレゼントすることになる。私はこのことがどうも納得できません。

しかし、建設計画の中で1,500億円も町長が考えて、それで広島市と交渉して、その協議の中で、それに1,000億円を超す協定、合併建設計画ですね、これに法定協議会の中で契約をされたら、法定ですから、それを履行せんかったら不法なわけですね。なぜこれが明らかにできないのか。町長は再来年の3月、それまでに合併をするというんですから、もう2年しかないわけですね。そうした場合に、町長の、あなたの腹づもりがあるわけです。合併をさせてくれと広島市に言ったら、広島市はたたくのは、低く押さえるのは、これは当たり前のことですよ。町長のそういう言明がないから、私は不満なんです。入札する場合でも、敷札というのはちゃんと持っているわけですよ。町長、それが見えんのですよ。なぜそれを明らかにできんのか。私は以前の議会でも、合併そのものについては反対はしない、しかし、条件によっては賛成の場合も反対の場合もあるわけですから、それは、本当に町民がそのことによって幸せになるかどうかやはり基準なんですね。今のままでは、400億や500億で合併協定、合併の建設計画では、私は町民が不幸になると思うんです。それがなぜ言えないのか。

町長、腹をかけて、本当に町民の幸せを願うというのであれば、町長の任期中でもそれはいいですよ。けども、最終的には金額で表示されるんですね。その金額が出ないのに、いついつまでに合併するというのは、私はどうも納得できないんです。なぜなのか、また金額はどこまで考えているのか、お尋ねします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）金額で示せということでございますが、先ほど答弁申し上げましたように、任意協を立ち上げました、これから内容についての協議を進めていくわけでございます。そういう中で、それは我々としたら、これは任意協議会の委員全員で一生懸命、我々の要求をできるだけ多く要求を受けていただくと、最大の努力をしていくと。やはり今、相手方のある中で、そういう中で、事業内容あるいはそれについての金額、規模を示せと言われることについては、いささかまだ我々、協議がこれから具体的に入っていくわけでございますので、現段階では申し上げることができないと、こういうことでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）5番、多田君。

○5番（多田）5番、多田でございます。2点、ご質問申し上げます。1番目に合併についてでございますが、町長は過去の議会答弁で、合併が町にとって重要な課題であり、町民とともに考え、町民の意向を尊重し、町民の選択に従うと言われてこられました、

今、合併を進められようとしていることについて、どのように町民の意向、意思を確認されたのかお聞きします。

2 番目、通常、ある種の決断をされる場合、懇談会やアンケートを実施し、住民の意思を把握されるのが普通だと思われますが、今回の場合、決断をされてからアンケートや意見交換会を開かれており、順序が逆ではないかと思います。その点、どうお考えになられているのかお聞きします。

3 番目、住民や各種団体の意見を聞かないまま、町長の任期から逆算したような手続の進め方には、佐中議員も言われておりましたが、大変問題があると考えます。町にとって最大とも言える問題なのですから、十分に時間をかけるべきです。特例法の期限も無視してもよいと考えます。「急がば回れ」とのことわざもございます。せめて自治会単位の懇談会を開いて、住民の意見を広く聞くべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に、子どもの喫煙について。最近、中・高校生の喫煙が非常に多く、町でも大変目につきます。以前、中岡議員さんもたびたび質問されておられますが、私は小学校教育の段階での禁煙教育が大事だと考えます。今でもされておられると思いますが、子どものときに習ったたばこを吸ってはいけないという教えは、結構成長しても効果があると考えます。そこで、低学年に対し、たばこが害になること、吸ってはいけないことを繰り返し教えてはどうかと考えますが、教育委員会はどうお考えになりますか、お聞きします。また、そのためにせめて小学校だけでも全校禁煙にすることを提案しますが、これについてどうお考えでしょうか、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）多田議員ご質問の 1 点目につきましては私から、2 点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。合併についてのご質問についてお答えします。まず、1 点目の町民の意向、意思をどのように確認したかということについてでございますが、佐中議員にもお答えいたしましたとおり、厳しい財政状況の中で、高度で専門性の高い各種の行政需要に的確に対応するためには、人材の確保や行政サービスの提供が必要となっており、こうした状況の中、第 3 次基本計画に掲げるまちづくり事業を計画どおり進め、住民福祉の向上を図るためにも、法の期限内で、なおかつ私の任期内に合併を実現することが最良と考えております。このことから、5 月に住民意見交換会を開催し、住民の皆様からご意見をお聞きしております。ここで出されたご意見等は、現在

進められています広島市との協議の中で参考にさせていただくこととしております。

2点目のご質問につきましては、町行政の責任者として、合併が必要であるという方針を示し、皆様のご意見を伺いながら具体的に進めていくことが最良であると判断したものであり、順序が逆であるとは思っておりません。

3点目の合併の進め方についてでございますが、先ほど佐中議員のご質問にも答弁申し上げましたとおり、これからの厳しい財政状況の中で、まちづくりを着実に進めていくことが最終的に住民福祉の向上につながり、ひいては安芸区全体の発展につながると考えており、国や県の財政支援を受けられる合併特例法の期限内で、なおかつ、私の任期内に合併することが必要であると、このように考えております。また、自治会単位での懇談会につきましては、現在進めております任意協議会での協議が調い次第、具体的内容につきましては、議会や住民にお示しをし、自治会連合会と協議をしながら、説明会を開催する予定といたしております。それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）2点目のご質問、子どもの喫煙についてのお尋ねにお答えいたします。

小学校の低学年から禁煙教育をすることが大事であり、効果があるというお考えでございますが、私どもも全くそのとおりであるというふうに思っております。

我が国では、たばこやアルコール飲料が未成年者でも容易に手に入る環境になっておりまして、未成年者の喫煙、飲酒につきましては、それ自体が健康への悪影響を及ぼすだけでなく、こうした問題行動が、薬物乱用の入り口になるというところも必要になってきております。教育委員会といたしましても、心身の発育、発達の著しい小学生にとりまして、喫煙、飲酒、薬物乱用の影響は非常に大きいものがございます。喫煙等の防止に関する指導の重要性を認識いたしまして、継続的な取り組みが重要であると、こういうふうに考えておるところでございます。

現在、小学校におきましては、低学年から道徳教育の分野で、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成を目標に、また、体育に関する指導につきましては、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるようにするなど、健康教育の目標を示して、計画的に指導が行われておるところでございます。

次に、小学校だけでも全校禁煙にしてはどうかと、こういうご指摘でございますが、現在、教室はもちろん、職員室での喫煙が禁止になっております。小学校では、喫煙を

する者が少ないということもございます。喫煙し難い環境でもございます。当面、これまでどおり指定した喫煙場所での分煙を行ってまいりたいと、こういうふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）では、再質問をいたします。まず、1点目の町長が町民の意向をどのように酌んでこられたかということですが、先ほどのご答弁では、具体的にどうということはありませんでした。過去、平成2年6月議会では町民の皆様の選択に従うと言っているのは、町長が独自に判断して町民に強いるつもりはないと考えるというふうに言われておりますし、合併は町にとって最も重要な課題であり、軽々に判断されるべきものではないと、このようにもおっしゃっておられます。それから、平成6年の12月議会では、町民がいろいろな立場から自己の考えを述べ合うのが民主主義の重要な要素であり、真摯に受けとめるともおっしゃっておられます。こういうことから、町長さんが今までこのようにおっしゃっておられたのに、12月議会で自分の任期中に合併をしたいとおっしゃられたのは、指導者としての決断という面からでは評価できると思いますが、ただ、その決断をされるのに、その前段階、2番目の質問と関連するんですが、いろんな住民懇談会やアンケート、それをとらずに町長独自で判断されたというところが問題ではないかと私は思っているわけです。そこで、1番目の質問の町民の意向をどのように酌まれたのか、自分の側近というか、近くの人に聞かれたとか、そういうことはなかったんでしょうか。

それから、意見交換ですが、各種団体の意見もまだ聞かれていらっしゃらないと思うんです。いろんな補助金を出している団体もございます。そういう団体の意見はいつ聞かれるんでしょうか。やっぱりそれぞれに、合併について意見を持っていられたいと思います。その意見はいつお聞きになるのかお聞きします。

それから、自治会単位の懇談会、これは任意協の結論が出る前にその要望を聞くという面から、早めに実施すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

子どもの喫煙についてですが、やっぱり子どもの喫煙は非常に健康に害があると、これは明白な事実なんです。これを今も禁煙教育の一環として多分やられていると思うんですが、これはあくまでも健康に害があるという考え方でやられておると思います。そこで、そうではなくて、もちろん法にも違反するし、健康にも害があると、これで絶対に吸ってはいけないんだということを強く教えるべきだと思うんです。それで、その

ためには、もちろん家庭でもそうなんですが、家庭でも学校でも、子どもの目の前では吸わない、今、おっしゃられたように、学校では分煙して、子どもの目の前では吸わないようにしているとは思いますが、とにかく学校内にたばこの煙がないという状況をつくる、それで、親も教師も子どもの前でたばこを吸わないということで、子どもに口実を、親が吸っているじゃないかと、先生が吸っているじゃないかと、何で私が吸ってはいけないのかということ、口実を与えないためにも、ぜひ学校の禁煙を実現していただきたいなと思います。

1つは和歌山県の例がございますが、和歌山県の場合は、全県で小・中・公立高校すべて禁煙、敷地内に一步足を踏み入れればだれもたばこは吸えませんというふうな意思表示をされている。もちろん地域開放で地域の人が来られても、たばこは吸えないということで、1人、校長先生がそれを機会に禁煙されたそうですが、こんなにしんどい、禁煙がしんどいものを、子どもに吸わせてはいけないと再認識したとおっしゃっております。このことから、ぜひ学校の禁煙というものをお考えになってはいかがでしょうか。この点を再質問いたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長はこの合併を進めるということについて、だれかの意見を、側近に聞いたかとか、だれかの意見を聞いたかとか、こういうご質問でございますが。やはり先ほど多田議員が仰せのように、平成2年ごろから、その時代というのは、財政的には海田町も非常に不交付団体であったりというような状況もありながら、そういう中で今まで経過してきたわけですが、そういう中で、だんだんと財政的にもいろんな状況が起きてきております。私自身もそういう中で、特別に側近にどうのこうのではありませんけれども、やはりいろんな会合等に出ましても、賛否両論あるというような状況の中であったわけですが、やはりこうして現実の問題として財政も徐々に厳しくなってきましたし、また、いろんな文献等による町村へのいろんな仕事がありてくると、こういう中でこれに対応する人材、資質、いろんなことの要件が重なってくるわけでございます。海田町としても、やはりこういう中で、国の特例法に則り、いろんな財政支援等を受けながらやることは最良であると、こういうふうに判断をして、議会へご答弁申し上げたわけでございます。そのことについて、それは逆ではないのかと、住民の意見を聞いた上で決めたらどうだと、これも1つのご意見であろうかと思っておりますけれども、やはり行政の責任者として、自分の考え方を明確にしながら、それに対してど

のようなご意見をいただけるか、また、それによっていろんなご協議をいただくと、こういうことも特に順序が違っていると、こういうふうに私は理解いたしておりません。これからまた、任意協議会の中における事案を皆さん方にご報告しながら、また、市民の皆様にもお知らせしながら、また、ご意見を集約しながら対応してまいりたいと、このように考えておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）合併問題の２点目の各種団体の意見をいつ聞くのかというようなことと、自治会の意見などはいつごろという２点につきましてですけれども、まず各種団体、特に補助金等を出資している中でも大きなのは社会福祉協議会とシルバー人材センターではございますけれども、これは既に個別に社会福祉協議会の事務局同士がいろいろ事務のすり合わせなどをしております。シルバーにつきましても、もちろん広島市のシルバー人材センターとの打ち合わせを既に進めております。その他の補助金を出している団体につきましても、現在、広島市と海田町とのそれぞれの制度の違い等の比較があらかた整ったところでございます。これで、ある程度のこちらの方針も固めて、それから広島市と再度協議をして、全く固まった状態ということではなくて、相互のすり合わせが若干ギャップがありましても、補助金を出資している団体等についてはいろんな今からの活動についてご説明ができると思いますので、その段階でいろいろ調整をしたいというふうに考えておりますので、一応その方針的なものを９月から１０月の初旬にかけて出したいというふうに考えておりますので、１０月ぐらいには各団体との調整を図りたいというふうに考えております。

それから、自治会の意見などを聞くということにつきましてですけれども、これも以前、自治会連合会の役員さんとお話をした段階では、あらかたそういうすり合わせができ始めてからしていただいた方が説明になるだろうということで、早い時期の説明をしても要望だけになって、実際どうなるのかというところの結論はなかなか出にくいということで、あらかたそういう時期を教えてほしいというふうに言われておりますので、もうしばらくして自治会長あたりと、連合会あたりと調整を図って意見が聞ける場を持ちたいと考えております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）子どもたち、特に小学生低学年にかかわる喫煙等、本当に大きな問題だろうと思います。ご指摘のように、こうした子どもたちに対して、家庭あるいは学校、

社会の大人たちが、そうした子どもの前では吸わないとかいうようなことの意識を持つべきであろうと思います。それと同時に、教職員も喫煙防止教育、これに積極的に取り組んでいきますとともに、先生自身の喫煙が児童・生徒に及ぼす教育的な影響、これも先生自身が意識をする、考慮すべきであろうというふうに思います。そういった考え方の中で、現在、教育長が答弁申しましたように、分煙ということで子どもの目に触れないように今、吸っておられます。そういった状況で、先生自身、学校自身、吸われる方は少ないんですけども、それではすぐ明日から学校内すべて禁煙というのも難しいところもございまして、禁煙を努力される方もだんだん多くなってきておる状況の中で、近い将来、そうした学校内はすべて禁煙ということになれば、これが一番いいと思いますが、少し時間をいただいて、将来的なそういった課題にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）再々質問いたします。先ほど任意協の結果、いろいろな結果が出た時点で、住民並びに各種団体の意見聴取をされるというふうにおっしゃられておりましたが、やっぱり任意協の途中でも、キャッチボールと言うんですか、住民から行政、議会というふうなキャッチボールが要ると思うんですよ。結果が出てから、こういう結果になったんだけどどうでしょうかと言ったら、これはもうしょうがないのうということになるかもわかりません。だから、その途中でもその経過をいろいろ説明すべきだと思うんです。経過を説明されるとおっしゃられたんですが、それはどういうふうに住民に対して経過を説明され、その意見をどのように聴取されるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野）広域行政推進課長

○広域行政推進課長（木原）先ほど申したのは、結果が出て説明会をするという1つのパターンは、もちろん12月を一応目標に目途に協議を調えたいという日程がございしますので、それ以後に全住民の方々を対象にして、自治会単位になるとは思いますが、それは実施をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今のキャッチボールを事前にすべきであろうというのも、先ほど申し上げましたように、各種団体等につきましては、キャッチボールの段階でやはりこういうふうに提示をしてこういうふうに回答が来ているよと、そして今度こういうふうになるかもしれないというキャッチボールは、各種団体等には説明をしていきたいというふうに

言っておりますので、これは10月中旬ごろを目途に、一応各種団体とのお話し合いをしていきたいなというふうに今のところは考えております。

○議長（河野）14番、山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡です。6点ほど質問させていただきます。最初に公営企業についてをお尋ねいたします。水道事業は広島市との合併によって継続的に管理維持はできるのか、海田町独自のシステムで運営をされておりますが、今後の移行に伴い、広島市の水道に合わせていくものと思うが、次の点についてお尋ねをいたします。

1、海田町の公営企業は今後どのようなになるのですか。2、施設の管理運営について、蟹原、国信の施設はどうなるのかを問います。3、県工水、県の上水を買っているわけですが、契約について、年間約4,800万の金を毎年出しておりますが、この契約について、どのようなになるのかをお尋ねいたします。4、職員の身分の扱いはどうなるのか。これは以前にも広島市が安芸区と合併した場合、地区で安芸上水道という施設があったわけですが、海田町の公営企業はどういうふうになるのかをお尋ねするものでございます。次に、瀬野川の水利権、これは非常に大きな権利でございますが、これは今後どのようなになるのかをお尋ねをいたします。次に、水道料金の差は合併即広島市料金になるのかを問うものでございます。

次に、駐輪場についてをお尋ねいたします。公共の場所における道路交通法第2条第1項第10号に規定をされておりますが、原付自転車及び自転車の放置を防止することにより、よい生活環境の確保を図るために、海田市駅南北に自転車の駐輪場、駐車場を設置されております。自転車自治会からシルバーに移行されて5カ月になりますが、次の点についてお尋ねをいたします。

1、料金は登録利用、一時利用、回数券、その扱いについては自治会から引き継がれ、そのままでございますが、条例・規則をそのまま適用されておりますが、不都合がないかをお尋ねいたします。次に、シルバーに任されて5カ月になりますが、管理運営上問題がないかお尋ねをいたします。

次に、広島市との合併までの懸案事項について、お尋ねをいたします。広島市との合併に向けて、任意協議会まで進み、広島市に要望する事業をどれだけしてもらえるかが条件のようになっているわけですが、今もって、先ほど来からも合併へのビジョンが見えてこないのか、基本的な問題として次の点をお尋ねをいたします。1、6月議会でも問うたものでございますが、借地して使用している土地などはどうするのか、

具体的に箇所数、面積、土地価額などを含めて具体的にお尋ねをいたします。2、先日説明のあった老人福祉センターの建替計画、合併までの期間を考えると少し無理があるのではないかと思います。合併を視野に入れた施設として整備された事業なのかお尋ねをいたします。3、再三質問しておりますが、区画整理事業は合併までに目に見える形になるのかを問うものでございます。4、基金などかなりのお金があると聞きますが、どのようにされるのか、合併前の町独自の財産ということで使い切るのか、具体的な方針をお尋ねをいたします。5、未利用地は合併までにどのように処理されるのか、処分して合併するのか、箇所数、面積を含めて具体的に問うものでございます。合併に望む基本姿勢はどうかをお尋ねをいたします。6、海田町に支所はできるのか、どれだけの機能を残すのか、現在の施設がすべて残ることはないと思いますが、残らないものは合併までに処分するのかを問うものでございます。7、海田町で各種団体に出している補助金について、各団体は合併すればどのように変わるのか、役員さんはじめ非常に心配をされておりますが、どのようになるかをお尋ねいたします。

次に、職員の給与についてでございますが、報道によりますと、国の職員は前年と比べて給与が初めてマイナスとなり、年間で平均約15万程度の収入減になると言われておりますが、合併を控えて、町職員も心配をしていると思いますので、次の点を問うものでございます。1、国の考えがそのまま反映されるのか、合併を控え職員の士気を考えた場合どのように対応するのか、それなりの配慮があると思うがお尋ねをいたします。2、海田町の職員の給与水準は、他市町村とはどうか、広島市との差はどうかを具体的に問うものでございます。

次に、浸水と水防体制についてお尋ねいたします。今年は、梅雨時期に雨が少なかったためか浸水被害がなく安心していましたが、7月下旬の夕方、8月上旬の集中的な豪雨で一部の地区と道路などが浸水する状態となりました。住民に迷惑があったと聞いておりますが、次の点についてお尋ねいたします。1、たびたび議会で質問して、問題も提起しておりますが、大雨に対する予知と水防体制をとるのが遅いのではないか、その経過について説明を願います。2、夜間の雨ということで油断があったのではないか、高潮警報との関係は、具体的な被害発生状況の説明を含めて問うものでございます。

次に、教育と青少年健全育成についてでございますが、信頼される学校づくり、平成14年度の町長の施政方針の中に学校教育の充実とあるが、夏休み中のクラブ活動、プール開放、ひまわりプラザなどの施設活用、学校評議員からの助言や教職員の夏季休暇の

活動について次の点を問うものでございます。１、夏休み中のクラブ活動については、先生の指導は大変なこととは思いますが、先生によっては部活動に差があり過ぎると聞きますが、教育委員会ではどのような指導体制をとられているのか問うものでございます。２、学校評議員ができて１年になりますが、青少年指導員、スクールカウンセラーなど打ち合わせ会は定期的にされているのか、海田町での課題は何かを問うものでございます。３、親子で参加できる各種講座の開放、社会教育施設において今年度新規にされた事業とその内容について、具体的に問うものでございます。４、中学校給食を実施するつもりはないか、県内、広島市でも実施をされておりますが、海田町では取り組む気があるかないかを問うものでございます。５、山口香さんを招いて柔道の模範試合があると聞きますが、主催は教育委員会でされるのかを問うものでございます。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）山岡議員のご質問に対して答弁申し上げます。初めに、公営企業についてのご質問にお答えします。まず１点目の海田町の水道事業の今後についてでございますが、合併後は広島市の水道事業に統合され、経営主体は広島市に移行されることとなります。次に２点目の蟹原、国信浄水場の設備についてでございますが、海田町と広島市の施設を一体化した場合の配水計画を現在検討いたしております。現存施設がどのようになるのか、この計画に基づいて整理されることとなります。次に、３点目の広島県との受水契約についてでございますが、現在、広島県と交わしている受水協定は広島市に引き継がれるものと考えております。４点目の職員の身分扱いについてでございますが、職員すべて町職員として保障されることとなります。具体については、広島市と協議をいたしてまいります。５点目の瀬野川の水利権についてでございますが、広島県の許可は広島市に引き継がれることとなります。６点目の水道料金格差の問題についてでございますが、同一給水区域内同一料金という原則がございますので、合併後は経営主体であります広島市の料金が適用されることとなろうかと思いますが、経過措置につきまして、広島市と協議中でございます。

続きまして、駐輪場についての質問にお答えいたします。まず、１点目の利用料金についてでございますが、ご承知のとおり、自転車・バイクの駐輪利用料金につきまして、シルバーへの管理運営委託経費も考慮して、従前どおりの利用料として条例・規則を定めており、特に問題があるとは考えておりません。次に２点目のシルバーへの管理運営委託につきましても、総じて大きな問題もなく移行ができ、順調に管理運営が行わ

れおります。今後とも利用者に安心して利用いただけるよう努めてまいります。

続きまして、広島市との合併までの懸案事項についてのご質問にお答えします。まず、第1点目の借地についてでございますが、総務部関係では、公用車等駐車場及び畝消防庫用地の2カ所で572平方メートル、福祉保健部関係では、環境センターの資源ごみの処理施設用地で4,768平方メートル、建設部関係では、無償での公園等の借地分7カ所7,114平方メートル、有償での借地分は6カ所1万238平方メートル、上下水道部関係では、水道事業用地の5カ所で1万1,077平方メートル、教育委員会関係では、町立図書館用地で1,736平方メートルでございます。合計22カ所で延べ4万1,505平方メートルとなっております。

土地価格につきましては、国有地等も含まれておりますが、おおむね把握しております。これらの借地につきましては、合併までに買収するもの、借地のまま引き継ぐもの、返還するものを整理するため、現在、種々作業を進めているところでございます。

次に2点目の、去る8月5日の全員協議会でご説明いたしました（仮称）海田町福祉センター建設事業は、合併を視野に入れた施設として整理を行っているのかとのご質問でございますが、（仮称）海田町福祉センターの建設は、建設後24年間が経過し、施設の狭さや駐車場の不足にあわせて、施設のバリアフリー対応の未整備など、利用者ニーズに対応しにくくなっている老人福祉センターの建替えを基本としております。以前にも議会でご説明申し上げましたように、この施設は、合併後の状況も考慮いたしまして、中高年の健康づくりや地区社会福祉協議会の拠点機能を備えることなどを基本とした建設計画案の取りまとめを行ったところでございます。また、この建設事業は、海田町として手がけるものでございます。施設規模や入札など諸手続を考えますと、15年度中の完成は厳しい面もございますが、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の土地区画整理事業は合併までに目に見える形になるのかとのご質問についてでございますが、行政報告で申し上げましたとおり、現在、土地区画整理審議会委員の選挙期日を10月6日に控え、諸準備をしているところであり、選挙後速やかに審議会を立ち上げていく予定でございます。また、これと並行して、換地設計等の準備を行い、平成15年度末には仮換地指定を実施し、合併後に円滑に事業が引き継げるよう努力してまいりたいと考えております。合併までに、目に見える形での土地の区画形質の変更まではたどり着くことができませんが、着実に進めるよう努力を続けてまいります。なお、工事着手は平成16年度の予定でございます。

次に、４点目の基金についてでございますが、基金の平成13年度末での保有状況につきましては、財政調整基金が14億4,201万9,000円、減債基金が35万2,000円、公共施設等整備基金が6億6,948万8,000円、国際交流基金が6,136万6,000円、地域福祉基金が2億5,155万円、織田幹雄スポーツ振興基金が5,031万2,000円、国民年金印紙購入基金が500万円、広島県収入証紙購入基金が50万円、土地開発基金が2億8,575万3,000円、国民健康保険基金が1億4,796万9,000円、介護給付費準備基金が1,365万9,000円となっております。次に、基金を合併までに町単独財産として使い切るのかとのご質問につきましては、平成15年度予算編成に当たっては、基金についても重要な財源として必要に応じて取り崩し、都市基盤の整備等に活用してまいりたいと考えております。

次に、５点目の未利用地の取り扱いについてでございますが、普通財産として台帳に記載しておりますものは28カ所1万165平方メートルでございますが、この中には自治会館の敷地など、極めて行政財産に近いものもあります。そこで、未利用地をひとくくりに申し上げることは非常に難しく、確定的に申し上げかねます。合併に際してでございますが、それぞれの財産のこれまでの経緯や今後の方針などを整理するとともに、広島市の仕分けとも整合を図らなければならないと考えております。現段階で処分可能な未利用地は、2カ所605平方メートルでございます。

次に、６点目の支所についてでございますが、現在、広島市との事務事業の比較検討の中で、出張所の位置について事務レベルで協議しているところでございます。過去の広島市との合併の例では、区役所が設置された町を除き、すべて出張所が設置されますし、何より町民の利便性を確保することが最優先でございますので、設置について協議してまいりたいと考えております。

出張所の機能でございますが、過去の出張所の設置の例によりますと、住民票の写しの交付や国民健康保険の資格取得の手続など、窓口業務全般にわたり行っております。また、公共施設の利用についてでございますが、施設の廃止も含めて、合併後の施設及び町有地の活用等を検討するため、公共施設等利活用計画検討委員会を設置し、検討しているところでございます。

次に、７点目の合併後の補助団体への補助金についてでございますが、社会福祉協議会、シルバー人材センター、国際交流協会などの団体につきましては、団体の意向も伺いながら、現在、各担当課も交えて、広島市の団体と協議・調整を行っております。また、その他の団体につきましても、補助なども含めて協議・調整を行うこととしており

ます。

続きまして、職員の給与についてのご質問にお答えします。まず、第1点目の国の人事院勧告の対応についてでございますが、本年も8月8日に国家公務員の給与に関する人事院の勧告がなされました。その内容は、官民給与の逆較差2.03%を是正するため、給与勧告制度が創設されて以来初めて月の給料額を引き下げるとともに、期末・勤勉手当を0.05カ月引き下げ、3月の期末手当を廃止し、6月期と12月期に再配分するものでございます。その他、配偶者の扶養手当についても1万6,000円から1万4,000円に引き下げ、第3子目以降に係る扶養手当を3,000円から5,000円に引き上げるというまことに厳しい内容となっております。その結果、平均年間給与は4年連続の減少となるものでございます。本町といたしましては、国の人事院勧告の内容及び10月に出される県の人事委員会の勧告内容を踏まえ、民間企業の景気動向、住民感情、他市町の動向を考慮した上で、国の人事院勧告どおり実施するかどうか慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の海田町の職員の給与水準についてでございますが、一般的に国家公務員との比較を行うラスパイレス指数が用いられております。その状況は平成13年4月1日において国を100とした場合、海田町は94.6となっております。周辺市町の状況は、広島市103.1、府中町101.4、熊野町93.7、坂町96.8でございます。

続きまして、浸水と水防体制についてのご質問にお答えします。まず、1点目の大雨の予知及び水防体制についてでございますが、気象情報では7月19日の場合、警報は発令されていない状況であり、また、県西部地区の降雨状況からも大雨の予想はできませんでした。また、8月10日の場合は、大雨警報が発令された約50分後に集中豪雨が襲っておりますが、このときもそれまでほとんど雨が降っていない状況でありました。

このように、局地的な大雨をいち早く予知することは、なかなか困難であるのが現状でございます。また、水防体制につきましては、7月19日の場合は、職員の招集を行い、水防体制をとるとともに、被害調査等で多数の職員が出動しております。8月10日の場合は、土曜日の夜間でございましたが、大雨が降り出した直後に、非常招集した職員がパトロールや交通規制のため出動しており、水防体制が遅れたとは思っておりません。しかしながら、今回のような突発的な短時間の集中豪雨は、地球温暖化等による気象の変化により今後も予想されますので、水防体制のより一層の充実を進めてまいり所存でございます。

次に、２点目の浸水と高潮の関係及び被害状況についてでございますが、８月１０日には高潮注意報が発令されておりました。しかしながら、花都川経由で潮の影響を受ける町道１号線以北の状況を見ますと、今回の冠水と高潮はあまり関係がないと考えております。また、被害状況につきましては、両日とも町内で１０地区において道路冠水等が発生し、また一部地区において便槽への浸水がありました。これにより、７月１９日には５世帯、８月１０日には１１世帯の被害が発生し、便槽のくみ取り及び消毒を行っております。

それでは、６点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育と青少年健全育成につきましてのご質問についてお答えをいたします。まず、第１点目の夏休み中のクラブ活動についてでございます。クラブ活動、これは恐らく部活動のことだろうと思いますが、中学校の部活動は、文科系、体育系等いろいろな部がございます。また、部の持ちます特性によって、内容や活動の形態も様々でございます。したがって、夏休み中の活動につきましても、部によって練習の日数や活動場所も異なってくるわけでございます。

本来、部活動は生徒の自主的な活動にゆだねられるものでございます。教師はその部の顧問として指導・助言にかかわっておるわけでございます。部活動のありようは、その学校の特色の１つになっております。また、部のありようとか活動の中身につきましては、教育委員会が特別に指示・監督をするような中身ではないと考えております。しかしながら、この部活動によって、生徒の学ぶ意欲が高まっていくとか、あるいは友人関係の確立でありますとか、あるいは問題行動の未然防止につながるとか、こういう面もございます。したがって、教育委員会といたしましては、各学校に部活動の活性化に向けて指導しておるところでございます。

次に２点目、学校評議員の活動状況についてのお尋ねでございますが、ご存じのとおり学校評議員は、学校運営に関し、校長が地域の声を把握・反映しながら協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たし、地域に開かれた学校づくりを推進するために昨年度導入した制度でございます。この趣旨に沿いまして、小・中学校では、各学期に１回の会議を開催し、地域と学校との連携、地域が望む学校のあり方などについて、貴重なご意見をいただいております。また、定例的な会議だけでなく、学校が行う諸行事への参加、授業参観など、学校評議員の皆さんからできるだけ多くの意見を伺える機会

をつくっております。なお、青少年指導員及びスクールカウンセラーとの会合という点につきましては、その職務の性格上、個別に対応することが多くなっておりますが、事例によっては学校評議員あるいは他の機関との連携も必要であるというふうに考えております。

学校評議員制度導入によります成果といたしましては、学校評議員に地域と学校とのパイプ役になっていただけること、幅広い意見を聞くことができたこと、教職員に学校が地域から注目されているという意識を持たせることが強くできたことなどが挙げられます。今後の課題といたしましては、これらの成果を学校経営に生かし、真に地域に開かれ、地域と連携できる学校づくりを進めることだと思っております。

3点目に親子で参加できる講座でございますが、公民館、図書館、ひまわりプラザでそれぞれ1講座ずつを実施いたしました。また、ふるさと館ではかいた歳時記・夏展を開催しまして、親子で見学できるような内容として実施をいたしました。

新規事業でございますが、公民館では野草でハンカチを染めオリジナルな作品制作をすることや、坂町にございます施設でヨットとカヌーを体験する教室を始めたり、また、その他6講座、図書館では植物採集としおりづくり、ひまわりプラザでは科学研究相談会のほか2講座を実施いたしました。

次に4点目、中学校での給食の実施についてのご質問でございます。山岡議員ご指摘のとおり、広島市では平成14年度で全中学校が完全給食を実施することになります。海田町では生徒、保護者の皆さんの意向を踏まえながら、デリバリー方式による給食を平成16年度から実施する方向で検討いたしております。

なお、給食実施に当たりましては、配膳室等の施設設備の整備が必要となります。海田中学校につきましては、平成15年度の着工を予定して策定中の改善計画の中で配膳室等の配置を含めて検討いたしており、海田西中学校につきましては、平成15年度に配膳室等の整備を行いたいと考えておるところでございます。

最後、5点目のソウルオリンピック銅メダリストの山口香さんをお迎えして、10月12日土曜日に開催をいたしますのは、キッズ柔道教室でございます。数年前から現役を引退された日本女子柔道のトップクラスの選手を中心に、子どもたちに柔道を楽しんでもらう体験教室が全国で開催されておるところでございます。日本の伝統文化の1つであります柔道は、私たちにとりまして体験する機会が少のうございますので、スポーツ教室の一環として実施することにいたしましたわけでございます。この事業は、海田町と教育

委員会の共催事業でございます。教育委員会といたしましては、土曜日対応事業の1プログラムとして位置づけておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野） 暫時休憩をいたします。再開15分。

~~~~~○~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

山岡議員の再質問からです。山岡君。

○14番（山岡） 山岡ですが、再質問させていただきます。公営事業の問題について、町長から1点ずつ説明を受けたわけですが、公営企業のあり方そのものが、今度、広島市に編入合併とか、吸収合併とか言われておるわけですが、順を押して一番町民が関心があるのが水道料金の問題。税金が100円でも高くなったら広島市は高いとか、いろんな問題があるわけですから、今現在、海田町の水道料金も広島市よりかなり安いんで、先般値上げをしてもまだ差がある。この問題も考え方によったら以前からやっておられる町営住宅の傾斜家賃の問題、そういうふうなシステムを使ってでも海田町の水道料金を含めて、いろんな料金体制の研究といいますか、そういう中身の調整をどこまで譲歩するか、どこまで強行に来られるか、大きな課題となると思うんですが、そういうことを町長、やる気があるかないかということをひとつお尋ねいたします。

次に、駐輪場の問題でございますが、シルバーから変わりまして、いろんな資料を、私も広島市の都市整備公社なんかの自転車の条例なんかを見てみますと、現在やっている3交代のシルバーの体制が晩の10時まで管理をしておられるということは、よその地区にはそんなのがないんですよ。何で海田が夜10時までそういうふうなシルバーにおける管理をされておるのか。それについてちょっとお尋ねしてみたいと思います。

それから、今、各学校、海田市駅を起点とする学校の生徒の利用状況、そういう把握はどのぐらいしておられるのか。と申しますのは、何でそんなことを私が質問するかと言えば、例えば国際学院、海田高校、安芸南高校、福祉学校というふうに、学校の生徒がいろんな形で利用しておるわけですが、1カ所に集中して、その学校単位でそういう駐輪場を施設すれば、いろんな整理整頓とか、今のいろんな駐車料金の問題、駐輪料金の問題も整理ができるんじゃないか。これが行政が手がける学校間の、いずれ

教育の問題にもつながる問題だと思うんですが、そういうことをする気があるかないか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

それから、今たくさんの、私が広島市との懸案事項について質問をしましたが、今、町長が答弁で述べられたことがたくさんあるんですね。例えば、借りておる土地の問題とかいろんなことがあるんですが、一覧表を議員に配ってもらいたいと思うんです。そして、任意協議会に持って上がって、また広島市からの条件と色々な問題までに、皆さんにいろいろ知恵をつけてもらって、そうしてそれを持って任意協議会に臨み、海田町の要望なり、また広島市からの条件、いろんなことのすり合わせに必要ではないかと思いますが、その点。文書で一部そういうものが欲しいんですが、そういう気があるかないかをお願いいたします。

それと、老人福祉センターの問題も、先般の説明会のときにも話したんですが、私、安芸区の方へ行って、主要事業の概要という、2002年の問題をいろいろ見てみましたら、先般も話したように、新明和川西ダンプの跡に安芸の郷という心身障害者の施設ができるんですね。そうして今、広島市が、今まで合併町を含めていろんな施設の問題をいろいろ調べてみましたら、区民センター、体育センター、保健所、あらゆる施設は1区1館という1つの規定的なものが、定まりがあるんですよ。その中で、海田町が今から町長が言われるような建設計画に間に合うような施設なんかが、どういう形でそれをしていただくか、提案するかということが大きな問題になってくるんですよ。そこらを含めて、先ほど来、予算は今からどうとかいうんがあるんですが、概略の時点がないと、建設計画の概略の金額的なもんが出てこないと、任意の協議会でも名前を変えたり、呼び名を変えたり、施設がどうなったりという移行ができるものは問題ないんですが、大きな海田町の転機になる建設計画は、やはりある程度の概算の金額的なものがないといけないと思うんですが、その点、ちょっと町長、例えば福祉の問題でこういうことを海田町は要求したいとか、何点か恐らく柱があると思うんですが、先般の議会でも質問しましたけれども、今回の老人福祉センターの問題につきましても、もう公園が中にあるようなことではなしに、例えば新明和のあの広大な土地の中に一緒にやっていただくとか、そういうふうな目が、先が見えておる。町長が言われる、平成16年5月合併というのが頭にあるわけですから、それに合わせた、間に合うか間に合わんかわからんがやってみるということではいけないと思うんですが、この今の老人福祉センターの件について、町長の答えをお願いしたいと思います。

次に、区画整理の問題は、例えば今から審議会を立ち上げ、選挙をやるという町長の答弁があったんですが。町長の3月の施政方針演説の中で、私自身が出かけて折衝するというのが、町長の欄に入っているんですよ、この駅前区画整理の問題に。その成果といますか、今、3月から8月、9月ですから約半年、5、6カ月はあるんですが、その間に町長は、区画整理の各地区において、私自身で行かれた、どういう反応があったか、何回ぐらい行かれたか、その点をちょっと町長に尋ねるものでございます。

それから、各種団体といいまして各種団体の中にもたくさん、大体、補助金を出しているのが28か9ぐらいありますね、その中で一番大きいのが今朝ほども出ておりましてけども社会福祉協議会、それからシルバー人材、その次に商工会ぐらいで、金額的に言ったらそうなんですけど。実際、任意協を立ち上げてやってくる間で、恐らく私はかなりの社会福祉協議会とかシルバーで、ある程度案を出して任意協側へ持って来られて、広島市との折衝もあるべきではないかと思うんですが、今からと言っても、町長の言われる1年何カ月のうちにそれが可能かどうかという不安があるんですが、その点、町長、ちょっとお願いしてみたいと思います。

職員の給料の問題は、ラスパイレスの問題とか、とにかく一生懸命町のため、町民のために働いていただいております職員が士気を高めて、町のいろんな施策をやっていただくような何かええ方法をとということで、私はこの問題を出したんですが、ぜひ近隣の町村に恥ずかしくない報酬をお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

次に、浸水・水防問題でございますが、今朝ほどの町長の施政方針の中に、40ミリ、50ミリの集中豪雨で、例えば窪町とか海田町の一部地区が浸水した経緯がございます。水防対策のいろんな問題をやっておられますけれども、例えば地区消防の問題とか、海田町の消防団の問題、一緒になってこういうふうな対策がなされてなかったんじゃないかと。現在、先ほど町長の言葉の中にありました温暖化、異常気象でいろいろなところでそういう水害とかがありますけれども、海田町で50ミリ、60ミリの集中豪雨で先般のような浸水状況があったら、あれはもう30分も降ったら、どうにもならんようになりますね。例えば窪町の問題、私も当時行ってみました、かなりの水量だったです、一時的だったんですが。水防対策の見直しなり、消防団、消防署、その地区の連係プレーがもう少しできてないといけんですが、水防問題、防災問題に対する、阪神・淡路大地震の問題を含めて、いろんな水防問題とか防災問題に対する取り組みがもう少し真剣に、真剣にやっとなんと言うんではないんですが、対応できてなかったんだと思いますが、

その状況について、もう一度詳しくお願いします。

次に、夏休み中のクラブ活動、これは教育長からるる説明があったんですが、夏休み中にクラブ活動がされるところとしていないところが物すごくまばらなんです。私は今、クラブ活動、例えば野球なら野球が強い、柔道なら柔道が強い、海田町には2校中学がありますね、それらが連携した指導とか、一緒になって練習するとか、そういうことができないのかと思うんですよ。強いところは一生懸命する、しないところは全然、先生もしないから行かない、力があっても体力を発揮できない子どもがたくさんおると思うんです。それらの点について、私は痛感したんですから、教育委員会が指導体制が難しいとか、さっきくれた答弁では、先生によるからそこはなかなか難しいというようなことを言っておられたんですが、再三言いますが、私は、週5日制になって学校も生徒も先生もたくさんの休みもあるし、また先生も夏休みという特定な大きな、一般の公務員以外の休暇があるわけですよ。海田町立の中学校、小学校にしても、一緒になってそのクラブ活動とかクラブの育成にできるようなことができないのか、教育長にお尋ねをしてみたいと思います。

それから学校評議員の問題でございますが、確かに毎学期やられるということなんですが、そういう学校評議員の協議が、PTAなり地域の生徒なりにどこまで浸透しているか。そういう調査をされたことがあるかどうかです。ただ評議委員会をつくって、メンバーを集めて、月に1回、1学期に一遍協議をしておけばいいと。しかし、その決まった行事を下の方にどういうふうにおろすか。生徒にも徹底してもらわないけん、先生にも徹底してもらわないといけん、PTAの方にもしっかりと、地域のいろいろの自治会にもそれをしていただかなければいけないのですが、それが本当にできているのかどうか、教育長に再度お尋ねします。

それで、親子で参加できる各種講座の開放というのが何題かいろいろと工夫をされているわけですが、そうした中でもう少し、地域においても、保護者とか地域の自治会とか老人会とか、生徒が触れ合う機会がほとんどないんですよ、今は。教育長はご存じかどうか知りませんが、ラジオ体操は、夏休みになって10日もせんうちにやめてしまいますね。地域に差があるか知りませんが。我々が子どもの時代は学校まで行って、全体でラジオ体操を一生懸命して帰ったという経緯があるんです。今は、盆の10日ぐらいまで、盆までにやめてしまうんです。今日でご苦労さんでしたというような格好でね。そういうような地域との交流があって初めて、子どもの非行の問題も含めて関係プレー

ができるんですが、そういう指導の問題と、あわせて中学校の今の秋季運動会というのが出ておりますね。ここにも中学校から案内が来ておりますが、我々が、以前は10月の中旬、海田町の祭りのころにそういう運動会があったんですよ。今、学校が始ってまだ1週間、2週間目には運動会をするんですね。何ができますか、皆さん。その中には土曜、日曜、休みがあって、実質10日間ぐらいで生徒の体育の向上とかできますか。中には、ちょっと我々に入ってきておるんですが、子どもが暑さに倒れて運動会の練習も休んだというようなことが出ているんですよ。この経緯は、以前は、何年か前にあった、広島アジア大会があったときに、運動会を早く前倒しにして、皆さんがアジア大会に協力するという、これは広島きってのいろんな問題を解決するためにあったものを、済んでもそのまま続けておる。そうではないんですか、その点をちょっと教育長、はっきりしてください。学校が始って2週間もたたんうちに大運動会。本当に体育の向上につながる指導なり、生徒の何ができるか。これを改めてお尋ねしておきます。

それから、中学校の給食問題も、16年ぐらいから考える。非常にいいことだと思いますんで、ぜひこれは進めてほしいと思います。

それから次の、山口香さんを迎えての柔道試合問題ですね。この問題もちょっといろいろ各地であった催しを調べてみましたら、先般、安芸津町が町制40周年記念で平成の三四郎・古賀さんを招いてこの柔道大会をやっておられるということを聞いております。そういうことを契機に、海田町も何か記念行事でも何かあるんか。聞くところによると、畳を100枚ほど新調されたとかいうことを聞くんですが、何かそこらの意図があって、これは今しないといけん問題かも含めて、今言われる海田町と教育委員会が主催と共催でやるということなんですが、そこらの関係で何かあったかお尋ねするものでございます。以上、またそしたら、返事次第では。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）それでは水道料金についてご質問にお答えしたいと思います。水道料金につきましては、ご存じのように、今まで広島市が合併した市町村においては、広島市と同じか、もしくは広島市の方が安かったということで合併即広島市の料金を採用したという経緯がございます。海田町につきましては、広島市より現在の料金で約30%ぐらい安うございますので、広島市もこのことについては非常に苦慮されて、どうやってやっていくかということを今、協議をしております。広島市においては、今現在、配水計画と財政計画を同時に作成されておりますけれども、水道の事業については、18

年度にまた料金の改定をしていかなければならないということのようでございます。それまでには当然現在の海田町の水道料金が広島市の水道料金になっているというのが原則であろうと思いますけれども、この30%の料金の格差をどのようにしていくかというのは、今現在協議をしております。合併即30%上げていくのか、16年、17年がございまして、その2年間で徐々に上げていくのかという問題が残っておりますけれども、そうなりますと、海田町の水道料金が毎年上がっていくという結果にもなりますので、なかなかどちらにしましても、いい話にならないということで協議を重ねております。このことについては、最終的にはいろんな方法で協議をいただかなければならないとは思いますが、同一地域内同一料金ということを考えれば、まことに残念なんですけれども、30%の値上げが2年間の間に、どういう方法かわからないけれども、かかってくるということを考えておかなければならないと思っております。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）駐輪場の件でございますが、夜の10時まで開いた1つの考え方でございますが、新たにシルバーに委託するに当たりまして、利用者の方にできるだけご利用いただけるということの考えと、盗難防止というような観点からも一応10時というふうなことで決めております。現在、北口に施錠しております、10時で施錠しておりますが、この関係がうまくいけば、若干時間を短くすることもできるんじゃないかということで現在のところ考えております。

それから、高校生の利用の件でございますが、国際学院についてはおおむね掌握しておりますが、その他の高校については掌握しておりません。ご提案の趣旨は十分よくわかるんですが、南口自体が全体的に狭く、利用者が多いので、特定の場所を区切ってということが非常に難しいんじゃないかというふうに考えておりますので、現段階では特定の区域を一部の高校に充てるという考えは、現在のところ持っておりません。

続きまして、借地の状況、またその他の財産の関係でございますが、行政財産、普通財産については整理をしたものがございまして、お渡しできるというふうに考えております。ただ、借地につきましては、借地の形態が無償、有償でもいろいろな形態がございまして、その点を踏まえた上で、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）再質問として4点いただいておりますが、まずクラブの、いわゆる部活動の問題についてでございます。確かに山岡議員おっしゃるように、学校を超えたそう

いう部活動といいましょうか、そういうもののありようについては、今、国レベルで地域総合型スポーツクラブというのを各地域単位あるいは市町村単位でつくっていかうと。で、学校依存型のいわゆる運動部活動、それから離して地域の皆さんの力をかりながら体力をつけ、競技力を上げていこうというような1つの計画がございます。いずれそういう方向へ向っていくことになるかと思うわけですが、ただ一つ、この各学校の部活動というのは、学校の特色として今それぞれの校長が考えておりまして、いわば学校の伝統あるいは歴史、そういうものに裏打ちされたものでございます。そういう意味で、例えば歴史の古い学校につきましてはそれなりの先輩なり、あるいはそのOBの皆さんのお力添えもいただくというようなこともありましょう。そういう意味では、ご指摘いただきましたように、指導者の交流とかいうようなことも大いに必要になってこようかなと思っております。また、学校によっては生徒が望むクラブが、いわゆる部が存在しないというために、別の部へと移っていくような不本意な状況もあるかもわかりません。そこらあたりが今後の解決していかなければいけない課題の1つであろうと認識しております。ご提言を踏まえながら、また今後の対応について考えていきたいと思っております。

それから、学校の先生について、長い夏休みがあるというご指摘でございますが、今年度、とりわけその点が厳しくなっておりまして、今、学校の先生方は夏休みというのは特にございませぬ。これは、いわゆる一般の皆さんがお持ちの年次休暇、20日間、あるいは前年度からの繰越しがある年次休暇プラス夏休み、これは3日ございます。ただ、我々と違いますのは厚生休暇と言って2日ほど学校の先生の厚生のための休暇がとれるようになっております。ここらあたりをとりました場合に、年次休暇というのは自分の範囲内でとるわけですが、とりました場合に、両中学校とも安全の意味から部活動については顧問の先生がいなければ実施できないというような取り組みをしているようございまして、そういう場合には部が実際には開かれていないという現状もあるかと思えます。そこらあたりが多少部の差になってあらわれておるんかなというようなことも思っております。

それから、評議員についてでございますが、学校評議員の皆さんにつきましては、これは学校の校長の方が推薦をしたものを、教育委員会としてはそれを検討して承認をしていっておるということでございまして、5名から7名の委員がそれぞれに学校におるわけですが、それぞれ重なった立場の方はおいでになりませぬ。そういう意味

で町民のいろんな声を聞かせていただける、校区のいろんな声を聞かせていただくわけですが、それを各学校の中では学校便り、あるいは広報のようなもので地域にも返しますし、学校の先生方にも確認をさせていただくというようなことはあります。それから、そういうものを通して生徒もまた耳にすることもあろうかと思います。また、職員会議の中ではとりわけ校長がその声の中で、職員にその声を伝えたいと、大事な問題であると解釈した場合には、会議の中にそれが出てくるという実態もございます。

それから、講座の件でございますが、ラジオ体操あたりは、昔は地域と一体になってやっていると、そしてそこでコミュニケーションが図られる、地域みんなでその子どもを育てていくという環境があったがということでございます。とりわけ運動会が早くなくなっておるということでございますが、1つには、このオリンピックが契機になったことは間違いございませんが、いわば落ちついた学習環境に早く取り組みたいといいましょいか、早く取り戻したい。いわゆる秋の落ちついた学習のできるよい気候の時期に、早くそれを取り組んでいきたいというような学校の声もございます。それから、ご存じのように、中学校では各種の大会がいろんなところで秋に持たれます。その意味で、それぞれの専門の自分のやっております競技とかスポーツとか、そういうものに専念をする時間もつくりたいというようなこともあるようでございます。今、郡内ほとんどのところで9月の早い時期に、郡内というより県内全体といった方がいいかもわかりません、大体9月の上旬に中学校が体育祭を実施し、小学校がダブらないように次の週に持っていくと、大体そういうふうなレベルになっておるようでございます。

まだ、本町の場合は休みが明けまして2週間ありますが、東広島市の場合はすぐに、1週目のといいましょいか、始ってすぐというようなところもございまして、もっとご指摘のような状況が厳しいところもあるようでございます。これは学校の事情で、学校の年間の諸行事を見ながら学校の中で計画をした行事でございしますので、一応我々もそれを承認しておるところでございます。以上でございます。

4点目の柔道につきましては、部長の方が答弁いたします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）キッズ柔道の計画につきまして、何か意図があるのかというようなご質問でございますけども、実はこのキッズ柔道につきましては、山口香氏が中心になって動いておる女子柔道クラブというものからのお話でございます。当初は倉橋町で実施をする計画があるんで海田町も一緒にどうだろうかというお話をいただいたわけなんで

すけれども、日程的に非常に難しいということで、この段階でのお話はお断りをさせていただいた経緯がございます。その後、広島の方に山口香氏がおいでになりましたときに、海田町においでになったわけですが、そうした中で、いろんなお話を直接お伺いしながら、これはなかなか子どもたちにとって経験する機会がないと、非常にすばらしいのではなかろうかということで、そこで改めて日程打合わせをし直しまして、今回こうした計画を立てたものでございます。

それで、せっかくの機会ですので、畳等、中学校の柔道部の畳、これが非常に傷んでおったということもありまして、それを兼ねて今回、約80枚程度の畳を直したものでございます。

それからもう一点、もっと自治会等学校と触れ合う機会がもっともっとあるべきではないかというご質問があったかと思えます。これにつきましては、週5日制が始まる中で、そういった地域、学校、あるいは家庭が何を今後していくべきかということでそれぞれの立場でこの3月にそういったフォーラムを開いて、地域で活動しておられる方の紹介等もしたわけでございます。教育委員会としては一義的にはやはり子どもたちを家庭に返すんだと、こういうことが一義的な理由であったわけですが、そうした中で、社会教育施設におきましては、先ほど教育長が答弁いたしましたように、各種の親子で参加できる講座を各施設の方で考えてまいりました。また、地域におきましても、ご質問の中にありましたラジオ体操等を実施していらっしゃいます。あるいは、福祉サイドの方の事業としましては、高齢者と地域の子どもたちが触れ合うようなそういった制度もございますし、中には学校区によりましては地域の自治会長さんと、それから学校側と一緒に懇談をされまして、今後どういうふうな事業をやっていったらよかろうかというような協議をされた学校もございます。そうした中で、完全5日制になりまして日にち的にまだ半年過ぎたところでございます。これから学校も考え、あるいは家庭も考え、地域も行政も考えながら少しずつそうした各分野での子どもと地域との交流、あるいは家庭、行政の分野、少しずつ広がっていくのではないかというふうに期待をいたしているものでございます。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それではまず1つ目に、老人福祉センターの建替えにかかわる（仮称）海田町福祉センターの建設と、それから合併建設計画のかかわりというところでご答弁を申し上げます。先般、先ほど山岡議員もおっしゃいましたように、基本的な

計画についてご説明の機会を得ました。そのときにも一部申し上げましたけれども、先ほどご指摘の広島市が計画しておる世代間交流事業との競合の確認、あるいは同じく隣接地に計画をしておる障害者の授産施設との競合の確認、これらも情報として我々も確認をしておりますし、当然それらと競合しない形で施設の計画を持つ必要があるということもそのときにご説明を申し上げたとおりであります。

それで、この施設の出発は第2次総合基本計画の社会福祉センターの整備構想がそもそも出発でございますということもお話を申し上げました。その後、課題としてずっと引き継いでまいったわけでありましてけれども、その後、この2年間ばかりの間に総合福祉センター整備構想ということで検討してまいったという経過でございます。

ですから、基本的なこの施設の出発点、こういう意味では町単独で保健と福祉の総合的なサービス機能を持つ施設を構想して考えてきたという経過がございます。そうした中で、昨年から具体の合併に向けての、非常に具体の動きの中で、いま一つは今ご指摘のあった安芸区の総合福祉センターが建設をされて開設をされたと、こういうような状況の変化の中で、それなら今、保健・福祉の総合的なサービス機能というものを海田町でどうするかという配慮の中で、それは競合重複機能は避けるべきだというふうなことの配慮を行いました。それからいま一つは、合併町ではこれまで地域福祉センター、矢野は矢野町にございますし、瀬野は瀬野にございますけれども、地域福祉センターというのを建設をされております。これはご存じのとおり、やや小規模な地域の福祉センター、介護型の地域福祉センターでございます。それも合併建設計画にゆだねると、時期が明確ではない、それは10年でございますけど。そういうことに対するやや小規模であり充実したものをまずは建てたいという配慮を行いました。それから同時に、それまで海田老人福祉センターにつきましては、老朽化ということで非常に町独自でも建替えていただきたいという必要度の要望が高かったという事情がございまして、それらをあわせ持って海田町の間に着工しておきたい、そういうことでそれが同時に合併後も、当然にそのエリアを広げた利用の範囲の、広範な範囲にもつながってくると、そういう総合的な判断のもとで整備構想の中で、これまで培ってきた整備構想の中で候補地がございましたけれども、その実現性が高い、それからスピードの面で着工可能と、こういうふうな選択肢の中からこの間ご説明をしたような海田福祉センターとして建替えたいと、こういう意思をあらわしたわけでございます。ですから、それそのものが合併建設計画にそのままゆだねていくという考えではなくて、15年度中に着工にこぎつけると、こう

いう意識でございますので、1つはその辺を確認をしておきたいと思います。

それから、別に合併建設計画に向けて世代間交流事業あるいはその川西ダンプの跡地等について、いろいろな提案というふうなご提言がございましたけれども、それは我々の方も確かにその建設計画に向けて福祉系あるいはそういう保健・福祉のサービス機能を充足できるような提案が可能であれば、そういうのにも用いてみたいなというふうに考えております。いずれにしても建設計画についてはこれからでございましょうから、そういうことの配慮のご提言として受けとめておきたいと思います。

それから、社会福祉協議会とシルバー人材センターの問題でございしますが、両方とも独立法人でございしますから、法人資格を持っておりますので、当然にそれぞれの法人同士での話し合いということが基本になります。当然、補助団体でございしますので、補助は出しておりますけれども、そういうふうなことから、社会福祉協議会につきましては、既に数回話し合いを持たれております。シルバー人材センターにつきましては、本課の方もあわせて独立法人で、これから職員の処遇も含めてどうなるかということをして1回会合を持っております、これ以後はそれぞれの事務方ですり合わせを行うと、こういうことになっております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）山岡議員の再質問にお答えします。現在の水防体制は、注意報が発せられた場合、また発せられ被害が予想される場合と警報が発せられたとき、地域振興課、監理課、建設課の職員が出動し、警戒体制をとるようになっております。また、警報が発せられ、10分間雨量5ミリ、時間雨量20ミリ、連続雨量100ミリのいずれかを超えて災害の発生が予想されるときは、水防本部を設置いたします。

また、役場本庁職員131名によりまして、これを4班に分けて水防班を編成して緊急時に備えており、状況に応じて出動するようになっております。また、消防署につきましても、今回、窪町区において出動して対応しております。消防団につきましても、消防団は水防団になりまして、降雨の状況に応じて出動を要請するようになっております。今後とも、消防団、消防組合とは今まで以上に連携をとりながら対応していきたいと考えております。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）土地区画整理事業についてでございますけれども、私自身が地元に出向くと申し上げ、そのために助役、部長がいろいろと折衝をいたしました、話し合いの機

会を持っていただけの段階には至らなかったと、こういうことでまことに残念でございますが、今後まちづくりについては協議すべき事項、またご意見をお聞きすることもたくさんありますので、今後とも引き続いてそういう機会を持っていたけるよう努力してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それではちょっと二、三聞き漏れがありましたので、再々質問させていただきます。職員の給与の問題で、今まで年末の人事院勧告で4月にさかのぼって今までは皆ほとんどもらっていたわけですね、人事院勧告は。今度は逆にマイナスになるわけですね。その時点が4月にさかのぼって給料を減額するのは賞与で取るのか給料で取られるのか、そのシステムというのは自治体独自でできるのかどうか。わかりますか。今、人事院勧告で今までさかのぼって増えよったわけですよ。今回は少なくなるんですね。その給料体制の、給料の取り方がどういうようにされるのか1点お尋ねしてみたいと思います。

それから今、無償の場合、土地の、海田町の無償の場合と言われますが、無償と言うたら非常に聞こえがいいんですが、結局固定資産税を減免しとるわけですね。それをつけ加えてもらわんと、ただ無償で借りとるやつをどうするんかというしか、皆さんわからん、私も何で無償かと思ひよったんですが、そういうような減免制度によって土地を借り上げた、公園とか、今の農園とかがありますわね。無償と固定資産税のなにというのは随分聞き方によっては違うんですが、そこら、もう一度はっきり言うてください。

それから、今の富田部長の話の中で、第2次基本計画、今、町長が言っておられる施政方針の中では、第3次基本計画ということが頭に出て、どんどんどんものが進みよるんですね。そうしますと、そのギャップが大分あるんです、我々が聞いたら。まだ第2次をやりよるんかと。来年、どんどんどん繰り返して見直しをしながら第3次をいっとるのに、まだ第2次でやって、今言われるように、何か私がさっきも言うように、合併までに早く地域福祉センターのような形で残したいと。町長、富田部長が言われるのは、海田町の総合福祉センター計画では社会福祉協議会もシルバーも入ったような計画が第2次やなかったんかと思うんですが、そこらの見解の違いかどうか、その点をちょっともう一度部長に確認してみたいと思います。

それから教育委員会の問題ですが、教育長は東広島では1週間のうちに運動会をやるとか、それは我々から考えたら先生の勝手なんです。自分らの都合のええように前に

やって、後、充実した教育、充実した教育はずっとしてもらわないといけんのですよ。東広島が1週間でやっとな、海田が2週間でやっとな、そういう問題ではないんです。総合的にいつの時期が適当な時期で、生徒や先生、父兄が本当に体力の向上で運動会をやっていくと、そういうコミュニケーションの場をしてもらいたいと言うんですが、よそが1週間前にやるからうちも2週間だからというふうな答弁に見えるんですが、その点ちょっと教育長にもう一度お尋ねしてみたいと思います。以上です。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）ただいまの再々質問、人勧による給与引き下げ、これが4月に遡及するかということでございますが、給与水準引き下げ等の改定でございます。そういうため、遡及をすることはなく、公布の属する月の翌月から実施する。ただ、今回の場合引き下げでございますので、4月からの年間給与について実質的な均衡が図れるよう12月期の期末手当の額について、若干の所要の調整措置を行うとなっております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）老人センターの建替えですが、先ほど申し上げましたのは、10数年前ですから、第2次総合基本計画の中の社会福祉センター整備構想を掲げておりますけれども、それがずっと実は課題で残ってきた、第3次に引き継がれてきたと、それを実現するための方策をこの2年間で総合福祉センター整備構想として検討してきたと、その延長線上にある施設でございますという意味でご説明を申し上げたつもりでございます。

それから、社会福祉協議会との関係でございますが、恐らく安芸地区社協に包含をされるだろうと。それで、総合福祉センター整備構想としては、海田町で単独でやるならば、社協の基地あるいは保健も含めてというふうな構想で、相当大規模なものを想定しながら構想を練ってきましたけれども、これは合併想定をしたならば、当然船越にできしております安芸区の総合福祉センターというものを意識をするのは当然でございます、その中での機能と、我々がもうちょっと今から建替えていくものが、安芸区の中でどういう役割を果たしていくかということも機能も想定しながら、現在の総合基本計画の候補地の中にありましたものの1つの中で今の実現性という意味から、今のところへ用地を選択をして、建設構想としてまとめた、それで何とか15年に着工したいと、こういうことでご説明申し上げたということでございます。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）無償の借地の件でございますが、一応無償分は公園でございます。位置づけですが、個人からの、ご指摘のように固定資産税の減免によってお借りしているもの、それから中国財務局とか県土木とかいうものが含まれております。一応、借りておる方の名前を出さずにお渡しできるのであれば、そういう点も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）中学校の運動会の時期を早めておる問題について、教員の勝手ではないかと、こういうことでございますが、体育祭を含めまして、年間ではかなりの大きな行事がございます。学校ではそういう年間の行事を基本的には調整をしながらよりよい時期を探っておるわけでございまして、勝手にこうするああするという問題とは私は思っておりません。ただ、仮に時期を下げるということがもし今考えられるといたしまして、現状、学校週5日制が導入されて、非常に授業時数の確保というのがきつい段階になっております中で、なかなか諸行事との関係で難しい問題も生じてくる状況でございます。そういう意味では、本町で第2週に中学校、第3週に小学校というのは、これは妥当なところかなと思っております。

先ほど東広島市の例を話したのは、こんな早い時期にやっておるところもあるよという例として申し上げたんでありまして、これがそうだからという理由で申し上げておるわけではございません。ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）4番、桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原でございます。本日は4点ご質問いたします。その第1問、完全学校週5日制がスタートして、1学期が経過しました。21世紀の教育はゆとりの実践であり、ゆとり教育は不可欠であると言われております。一方、学力低下を危惧する声があり、授業時間の確保に苦慮する公立の小・中学校、高校があると聞いております。海田町における完全学校週5日制に対するトライアングル、家庭・学校・地域でございますけれども、それらの関係者の反応はどうでございましょうか。また、これらの各主体の変化について問うものでございます。

2番、小学校3年生以上すべての学年に総合的な学習の時間が導入されました。小・中学校では国際理解、情報、環境、福祉、健康などの課題を総合的に探究し、体験学習や地域の特色を取り入れた学習が奨励されていると聞いております。海田町における具体的な学習内容並びに今後の課題について問うものでございます。

3つ目、国が初めて実施しました地震対策の全国調査による耐震性に疑問とされる建物で、学校が54.3%に達することが明らかになりました。病院などの医療機関では43.3%ということになっておりますが、海田町における学校の耐震性に関する実態並びに今後の対応策についてお尋ねいたします。

大きな2番、合併問題についてでございます。その1番、海田町の自治を守るため合併問題の住民投票を求める会の公開質問状に対する町長の回答文書には、関係法令の上から、また行政運営面から見ても疑問の点が多く見受けられます。その主たる要因は、合併推進要綱等国や県の合併マニュアルを海田町のマニュアル、例えば合併検討資料等をそのままそれに当てはめたためにほかなりません。本年4月末、合併問題調査特別委員会において、町の方から示されました合併の必要性和諸課題の5項目があります。地方分権、少子・高齢化、財政運営上の問題、広域行政、多様化ニーズに対するこの5点が諸課題として挙げられたわけですが、これについて海田町のデータの分析と予測に基づく海田町独自の、かつ町民の身近にして理解しやすい情報の町民への提供はいつごろになるのでしょうか。4月末の合併問題調査特別委員会の席でそういう質問が出ましたが、はっきりした回答が出ておりません。これは大変重要なことですので、この情報の町民への提供はいつごろになるのかお尋ねをするものでございます。

2番、上に述べました1の町民への情報提供がなされない限り、幾ら説明会やアンケート等を実施しても、あまりにも形式的で、実質的な成果は上がらず、時間と税金の浪費であり、かつ、本当の意味での新都市建設計画の策定は到底おぼつかないと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

3番、任期中に合併するという町長のライフサイクルに合わせての合併推進を、昨年12月議会において唐突に打ち出した判断が、爾来、現在まで実施されてきました。1番、あまりにも低調な説明会、204名しか集まらないような低調な説明会、2番目、町民に理解されやすいような先ほど申しました情報の提供不足、3番目に抽出アンケート、4番目には任意協議会の設置等、これらの実施経過から見て、本当に町民の意見を十分に尊重、反映させるべく慎重に考慮してきたという合併への最良の結論と言えるかどうか、極めて疑問に思っているところでございます。

そこで、上述1に述べました海田町独自の、かつ、町民に身近で理解されやすい情報を早急に整備し、町民に提供の上、全有権者対象のアンケートもしくは住民投票により

決着をつけるべきだと考えますが、町長の所見はいかがでしょうか。

大きな3番、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございます。その1番、海田市駅南口土地区画整理事業は都市計画決定後10年が経過しようとしております。もう経過しました。このたび町は選挙の日程等土地区画整理審議会の設置並びに一筆地測量や境界線表示等基準地積の決定に係る事業を一方的に進めようとしております。地域住民とのコンセンサスの欠如、財政運営上の見通しの欠如、全国的な区画整理事業の破綻と後始末、広島市への合併問題、そういった不透明かつ見通し困難なこの時期に、この事業をなぜ急ぎ強行しようとなさるのか。不透明極まりない時期になぜ強行しようとするのか、それを問うものでございます。

2番、かかる時期に当該事業を推し進めることは、不透明かつ見通し困難な将来の予測、展望を踏まえて、法令上または日常生活面でも住民への過酷な生活を強制するとともに、税金のむだ遣いにつながるのみでございます。町長は任期中に完成を見ることがない当区画整理事業への不確定要因による予測しがたい状況や事件の発生に対して、どのようにして行財政の責任をとり、これを補償しようとなさっているのかお伺いするものでございます。

大きな4番、町行政課題の取り組みの状況についてでございます。その1番、先ほど来、問題が出ておりますけれども、窪町地区の浸水事件についてでございます。（1）たび重なる窪町地区の浸水災害の原因究明及び排水溝・排水施設等の現況把握はどのように行われているのでしょうか。（2）被害状況調査はいつどのように行われ、その結果として被害の内容はどのように把握され、かつ、行政に反映されているのでございますか。（3）浸水防止対策はいつどのように講ぜられたのか、一向に成果が上がることなく浸水が繰り返されるのはなぜですか。

2つ目、全国的にミスやトラブルが続発している住民基本台帳ネットワークについて、当町の稼働状況はいかがですか。プライバシーの保護対策等、課題の有無についてはどうですか。

最後の3番、学校を除く公共施設等について耐震性に疑問とされる建物等に関する実態とその対策を、問1の3と関連してお尋ねします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問の2点目、3点目、4点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。合併問題についてのご質問にお答え

いたします。まず1点目の町民への情報提供はいつごろになるかのご質問でございますが、現在進めております任意協議会で協議される諸制度の取り扱いや合併建設計画案が明らかになってから住民の皆様に提示していきたいと考えております。次に2点目の合併建設計画案の策定につきましては、第3次海田町総合基本計画をベースとして、任意協議会で協議され決定されることとなります。また、協議の内容につきましては説明会を開催し、皆様にお知らせをしたいと考えております。次に3点目の全有権者対象のアンケート調査もしくは住民投票の実施についてのご質問につきましては、これまでもお答えしておりますように、議会制民主主義のルールに則って進めていきたいと考えております。

続きまして、海田市南口土地区画整理事業についてのご質問にお答えします。まず1点目のなぜ急遽この時期に実施するのかとお尋ねでございますが、町といたしましては急遽といった感覚は全く持っておりません。地元の方々に少しでもご心配をおかけしないよう早く進めたいと考えているところでございます。また、繰り返し申し上げますとおり、この事業は海田町のまちづくりの基本となる最も重要な事業であり、地元の皆様のご協力をいただきながら努力を続けたいと考えております。町といたしましては、地権者の方々によりよい土地環境のもとで一日も早く土地の有効活用を図っていただくことが行政の責務であると考えております。次に、2点目の予測し難い状況等が生じた場合につきましては、国・県、広島市とも協力しながら最善を尽くしてまいりたいと思っております。あらゆる困難を克服しながら進めていかなければならないと思っておりますが、地元地権者の方々のご協力が第一であり、関係者の方々のご協力を心からお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、町行政課題の取組み状況についてのご質問でございます。まず1点目の窪町地区の集中豪雨による冠水についてでございますが、原因究明や現状把握につきましては毎年5月に職員を動員して町内全域の道路・水路等、一斉に点検を行っております。今回の冠水の原因でございますが、時間雨量が予想を超えたものであったと認識しております。被害状況の調査につきましては、冠水時に職員を出動させ、交通規制を行うと同時に、状況把握を行いました。その後、冠水地区内の被害の確認のため、職員による聞き取り調査を実施し、翌日消毒等を行いました。この結果をもとに、8月10日の集中豪雨には間に合いませんでしたが、水路のしゅんせつの予定を早め、実施したところでございます。浸水対策につきましては窪町地区の雨水は最終的に船越へ流れており、

船越地区に設置の毎秒 8 トンのポンプにより排水されております。現在この排水ポンプを毎秒14.4トンに増強する工事が行われており、来年梅雨入り前には完成となる見込みで、窪町地区の冠水も緩和されるものと予想しております。さらに海田町に船越地区へ接続しておる管路についても、大容量管路への接続替えも必要であり、検討を進めているところでございます。区画整理事業完成後は抜本的に解消されるものと考えております。

次に、2 点目の本町における住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況についてでございますが、約 3 カ年の準備期間の中でこのシステムを構築したことにより、8 月 5 日の法施行日から順調に稼働をいたしました。また、プライバシーの保護対策等につきましては、行政報告で申し上げましたように、大切な個人情報を取り扱うことから個人情報の保護を最も重要な課題として、住民基本台帳法に基づき、法律で決められた以外の、目的外の利用や民間の利用を禁止するなどの制度面、また外部からの不正侵入を防止するなどの技術面、さらには運用面での対策として、法令等により本町独自の対策として、海田町電子計算機の処理に関する規則の一部改正や住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理要綱等を整備し、個人情報の保護に万全を期しております。

次に、3 点目の学校を除く公共施設等の耐震対策の状況についてでございますが、平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に、建築物の地震に対する安全性の確保、建物の耐震性の向上に努めることを目的とした建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されました。この法律では、学校、病院、百貨店など多くの人が利用する建築物のうち 3 階建て、かつ 1,000 平方メートル以上の建物は、建築基準法に基づいて耐震診断を行い、必要に応じて改修するよう努めなければならないとされております。本町の学校を除く公共施設 23 施設のうち 8 施設が該当をいたしますが、昭和 56 年の建築基準法の耐震基準改正後の建物 5 件につきましては、新しい基準により建築したものであり、耐震診断の必要性はありません。残りの 3 施設のうち耐震診断を実施したものは 1 件でございます。引続き必要に応じて 2 施設の耐震診断をしていきたいと考えております。

それでは、第 1 点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育委員長。

○教育委員長（根石）教育問題についてのご質問、1 点目の学校週 5 日制の完全実施に対する家庭、学校、地域関係者の反応及び変化について、私からお答えいたします。

長い年月を要して、かつ、段階的に進められたこの週5日制はおおむねスムーズなスタートを切ることができたように思います。休みとなった土曜日の公共施設、地域関係者等の児童・生徒の受け入れも、過去の反省に立ち、より工夫された企画及び内容のものとなっております。また、地域の方々にも、児童・生徒にいろいろな体験をさせてやろうとする積極的な意識の変化が見受けられます。

ただ残念なことは、週5日制の本来の目的である家族の触れ合いや家庭の大切さを感じる時間であることの理解が、やや足りないのではないかと感じております。子どもは家族の一員であり、近所の仲間であり、さらに町の宝である、そうした意識の変化に向けて、教育委員会といたしましてはさらに努力していきたいと考えております。

2点目の総合的な学習の内容、3点目の学校施設の耐震性の実態につきましては、教育長からご答弁を申し上げます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題の2点目の総合的な学習の時間の学習内容及び課題についてのご質問についてお答えいたします。総合的な学習は、各教科で学んだ知識や技能を関連づけて、物事を多面的にまた総合的に考えていく能力を育てていく学習でございます。各小中学校におきましては、数年前から実践的な研究を重ね、今年度は指導計画と評価を盛り込んだ、今、県ではシラバスというような呼び方をしておりますが、そのものに基づきまして計画的に実践をいたしております。

小学校では、町探検、川探検、体と命など、児童自らの聞き取り調査やゲストティーチャーを招くなど活動形態を工夫し、生きた学力の育成に力を入れております。

中学校では、わがまち海田町、文化祭、保育実習、職場体験など、生徒と地域の人たちとのかわり、生徒の進路についてより深く考えていく内容を実践いたしております。

成果と課題につきましては、本格的に実践を始めてまだ3カ月余りでございまして、経過を見ている段階でございますが、強いて挙げるならば、成果といたしましては、予想以上に児童・生徒が意欲的に取り組んでいく姿が、至るところで見受けられるということでございます。また、情報の収集、伝達手段としてのパソコン、デジカメ等の操作技術が大幅に伸びたことなどが挙げられます。

課題といたしましては、多様なグループ編成の活動が多くなりますので、教室や活動場所、並びに指導教師の確保が難しいという点が報告されております。また、教師間の打ち合わせや準備の時間が十分にとれないという悩みもあるようでございます。

教育委員会といたしましては、1年間の実践を通して、必要によっては指導計画の修正を指示するようにいたしますとともに、地域の人材の確保、また総合的な学習に対する地域の理解について、さらに努力をしていきたいと考えております。

次に、3点目の学校施設の耐震性の実態及び今後の対応策についてお答えをいたします。今回の全国調査の対象になりました非木造である延べ床面積200平方メートルを超える建物は、海田町立の学校では22棟ございます。そのうち耐震診断調査または耐力度調査が必要とされる昭和56年以前建築の棟数は14棟あり、全体の63%を占めております。そのうち半分の7棟は耐震診断調査または耐力度調査を既に実施し、残り7棟は今年度耐震診断調査を実施中でございます。調査実施済みの7棟のうち、海田中学校体育館につきましては、平成10年度に耐震補強工事を行っており、残り6棟につきましては、改築または改修の設計を進めておるところでございます。以上です。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問いたします。新指導要領の中で今の2点は大体わかりました。相対評価から絶対評価の評価替え、それと習熟度別学級やチームティーチングの編成替え、そういうものについてはどういう状況なのか、海田町はやっているのかどうか。

それから2番目の問題なんですけど、2番目の合併問題です。今、町長からご回答いただいたわけですが、この前の公開質問状の中の最後にも述べられておられますように、住民投票または有権者対象のアンケートを実施する考えはないかということに、そういう考えはないということでございます。確かに、今おっしゃっていたように日本の自治体は、憲法93条により議会制民主主義をとっていると、それが確立しているから、それによってやりたいということなんです。それは一貫してずっと述べておられるわけですが、これは一般論なんです。合併問題のような、国会といえども住民の自治の原則、地方公共団体の機関、その直接選挙は尊重せざるを得ないと、国の最高機関である国会でさえ認めているわけですね。憲法41条でそうなっているわけです。ですから、今、聞いていることは、憲法93条の話ではないんです。その次の憲法95条のことを聞いているんです。憲法95条をご存じでしょう。憲法95条の規定にかかわることを聞いているんです。

憲法95条を読みます。特別法の、住民投票というのがある、今申し上げましたように、憲法41条の趣旨を受けて、特別法の立法と国、地方公共団体の対等性を言っているわけです。「1の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、そ

の地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」ということを言っているわけです。それで、いろいろ学説とか判例とかが出ているわけです。それはどんな場合かといったら、ご存じのように、特定の自治体に適用する特別法とその立法手続、憲法14条のすべて国民は平等であるということの関連から決めていること、それと今申し上げましたように、国と自治体間の対等性、それから住民投票による住民自治の、住民参加の貫徹ということ、それから4番目に、ご存じのように原発計画などをめぐる住民投票の意味、それから5番目に市町村合併の可否についての住民投票がその95条、憲法95条での理念なんですね。それから6番目に市町村合併協議会の設置をめぐる住民投票の法制化についてのゆがんだ今までの経緯があるわけですよ。それはご案内のように、住民投票でご自分の意思を出してきても、町長が握りつぶす、町会議員が職を失うということでそれをなるべく上げないようにするというそういう意図があったんですよ、事実それはご存じのことと思いますけれどもね。それを是正するために合併特例法の4条と4条の2をご覧になっていただければ、それは指示しているわけですよ、改正してそういうことがないように。ということは、憲法95条もしかり、市町村合併特例法の4条と4条の2の条文をご覧になっていただければ、別に議会民主主義がどうなのこうだのという話ではなくて、今回、皆心配していることは、合併するのはいいんです、合併するというのは、町長がそうおっしゃるんなら合併するのはいいんです。だから、資料を提供して、ちゃんと国とか県から来たのをそのままやるのではなくて、なぜ海田町が合併しないといけないのか、5項目について将来の統計とかいろんなデータがあるでしょう、それに基づいて分析して、町民の皆さんにはっきりわかるような資料を配らない限り、幾らアンケートをやったって、住民投票をやったってだめなんですよ。そこがおかしいんじゃないかと私は思うんです。

それで、2年あまりの間に、今いろいろと話が出ている中で本当にできるんだろうかという心配ですね。そういう趣旨で申し上げたんです。だからその辺について町長はいかにお考えでしょうか。

それから、土地区画整理事業のことでございますけれども、5月下旬に町内の4カ所で開催されました合併に関する住民意見の交換会で、質問に対して、土地区画整理事業は合併協議会にかけて今後の事業の方向づけが決められることになるというような趣旨の町の回答がございました。

合併協議会で凍結されたり無視されたりした場合の対応はどのように考えておられるんでしょうかということなんです。そういうことにならんように努力するんだというように、公開質問状なんかにあったと思うんですけど、これはちょっと回答になってないんです。任意の合併協議会の中で海田町のまちづくり計画が無視された場合はどうしますかというんです。海田町のまちづくり計画が無視されることのないように合併協議会の中で海田町のまちづくり計画が合併建設計画に反映されるよう協議してまいりますというんです。質問が無視されたらどうするのかというのに、無視されることがないようにやっていきますというのでは、回答になっていないんです。無視された場合にはどうなるんだというのが心配なんです。

それで、もうご承知かと思うんですが、段原東部土地区画整理事業の早期完成に関する陳情書が出たんです。ご存じでしょう、これ。それで、元市会議長ですか、瀬川吉郎さんから早くやってくれという陳情書が出たんです。秋葉市長あてに出ているんです。その回答はノーですよ、皆。46年1月、都市計画決定がなされている事業です。そして、事業期間が平成7年4月から17年の3月31日、10年間やっていたんですけど、事業の遅れから5年延長して22年までになっているんです。それだから早くやってくれと言って陳情したのにもかかわらず、だめだというわけです、とてもできないと。そうすると今、町長の、いろんな議員の質問に対して、それは今から任意協議会を開いてやるんだとか何とかとおっしゃっているわけ。そこでノーと言われたらどうするの。こんなに前からあるのがノーと言われているのに、今さら何も進んでいないようなこの海田町の区画整理事業について、これはだめだよと言われたら海田町はどうするんですか。町長はどういう責任を持たれるかという意味で、いろいろとしよっぱなの質問はしたんです。

現在、こういうように早くやってくれと言って推進しようとする団体が言ったにもかかわらずだめだというのに、ましてや窪町は皆住民は反対していますよ。施行条例ができてから立会もしますし、法のとおりにはやっているわけです。でも、最後には立ち退きませんよ、それ。そういうことをやっているわけですからね。そういうような住民のコンセンサスがない、それで工事はまだ未着工、そして今ちょっと声がありましたけど、財政事情も悪いし不透明なことばかりなんです。どれも見ても、はい、わかったということで合併協議会でオーケーが出るような状況ではないわけです。それを努力しますとかまな板に乗るようにやりますとかと言ったって、こういう随分前から、しかもやりましょうと言っているのにだめなんですからね。それは法令上、ただ日常生活

上過酷な生活を窪町の住民にただ強制するだけのことで、税金か何かをむだ遣いするだけだと私は思います。町長は施政者として、まだ2年足らずですよ、2年足らずの間の任期中にいかなる行政措置を講じて幕引きをなさるんですかね。合併との関係もあります。全く不透明でしょう、これ。それにこういう実例がある限り、納得できないわけです。

それから、4番目の窪町地区の浸水事件についてですけど、やってるやってるっておっしゃっても、全然一向にこの10年間改善されていないですよ。損害が生じて泣き寝入りしている人がいっぱいいますよ。いつ来られたんですか、その被害状況を見に。日にかを書いてちゃんと出してくださいよ。

（「そこに7人おるじゃないか」と呼ぶ者あり）

○4番（桑原）いや、事務所の人は関係ないって言うんですからね。担当が違うって言うんですよ。それでひどいのは電話してもどうせ区画整理事業になるんだからって何年も前から言っている人がいるんです。それは失政を、自分らがうまくいかない、話し合いもしないでどんどんどんどんやっていったわけですよ。合併だって同じですよ。住民の意向を聞いてやります、住民がオーケーしなければ絶対事業決定をしませんと言ったのに、突如として、なおかつ3党合意書で中止勧告が出ているのに、それをはね返して実施しているわけでしょう。そういうものについて、何て言うんですかね、全く何もかも聞く聞くと言いながら突如として事業計画決定をやって、それで今のような状況になっているわけです。合併もそうでしょう、聞く聞くと言って皆の意見を聞くと言いながら、昨年の12月、突如として任期中にやると言う。同じ手口ですよ、これ。

だから、くどいようですけど、窪町の今申し上げた、排水溝と排水施設等の現況把握はちゃんとできているんでしょうね。それができているのに放置しているというのはおかしいんですよ。10年間も放置されていますよ。それで、被害状況はいつ見に来て、どういうふうになさっているんですか。それを何度もおっしゃいますように、浸水防止対策というのは緊急出動してやりましたと言うんではしょうがないんですよ。全然防止されなければ何の意味もないんですよ。だから、今現に損害額が立証できるようだったら、町はそれを補償してくれますか。現に私だってこんなにたび重なる……。8月の場合はほんのちょっとしか雨が降らないのに、水かさが増したんですからね。今のあの方も、事務所の方もご覧になってわかっているはずですよ。本当に損害賠償額ではないけど、損害を補償してもらえますかね。

○議長（河野）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開きますのでご参集ください。答弁の漏れのないようにしておいてください。

午後4時50分 延会